

避難勧告等の判断・伝達マニュアル&災害時要援護者避難支援プラン

モデル基準の検討に関する報告書

平成18年8月

県・市町村防災対策研究協議会

は　じ　め　に

平成16年は、梅雨期の集中豪雨や相次いだ台風により、全国各地で何度となく大規模な風水害に見舞われ、多くの尊い人の命や莫大な財産が失われるなどの甚大な被害が発生しました。このことは、岡山県も例外ではなく、夏から秋にかけて西日本を襲った台風第16号、第18号、第23号により、死者8名、負傷者64名という人的被害や、住宅の全半壊62棟、1万5千棟を超える床上・床下浸水、さらには、農林水産被害、公共土木被害を併せた総被害額で341億円を超える被害が本県において発生しました。

昨今の一連の風水害の特徴として、多くの高齢者が犠牲になったことなどがまず挙げられ、避難勧告等の発令時期や伝達方法のあり方、高齢者を含む災害時要援護者支援対策等が課題としてクローズアップされました。国においては、内閣府を中心に学識経験者や関係省庁等で構成する検討委員会を設け、国、都道府県、市町村等が避難対策を進めていくに当たっての方針とすべき「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が平成17年3月に策定されました。

このような動きの中で岡山県から当協議会に対して避難勧告等モデル基準の検討の要請があり、これを受けて当協議会では、平成17年8月、県下市町村が策定する「避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」及び「災害時要援護者避難支援プラン」を検討するための「避難勧告等モデル基準検討部会」を設置し、国のガイドラインを参考に岡山県の実情にあわせたモデル基準を取りまとめるべく研究・協議を重ねてきたところであり、このたび、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に関するモデル基準を策定し、本書に取りまとめました。

今年の7月豪雨でも土砂災害等により全国的に死者・行方不明者が多数出るなど多くの被害が生じており、7月末には、国から、「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの早急な整備」等について通知が出されたところであり、各市町村におかれましては、早急にマニュアルづくりに取り組んでいただきたいと存じます。

最後になりましたが、モデル基準の検討・策定に当たり、御協力いただいた各位にお礼申し上げますとともに、本書が各市町村のマニュアルづくりを進める上での一助となり、そのマニュアルに基づいて適宜適切な避難勧告等が行われ、被害の軽減につながることを心から期待します。

平成18年8月

県・市町村防災対策研究協議会

会長(岡山大学大学院環境学研究科教授) 竹宮 宏和

目 次

I 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成モデル基準

第1章 河川

- 1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの概要・・・ 1
- 2 検討手順における問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 課題の解決（検討課題1～5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 高潮

- 1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの概要・・・ 16
- 2 検討手順における問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 課題の解決（検討課題1～2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第3章 津波

- 1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの概要・・・ 23
- 2 検討手順における問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 課題の解決（検討課題1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第4章 土砂災害

- 1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの概要・・・ 28
- 2 検討手順の検討結果①～⑧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

参考資料

河川・高潮・津波

- 第1 避難勧告等発令の判断材料となる情報(事前情報・実況情報)・・・ 42
- 第2 情報伝達手段の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

土砂災害

- 第1 避難勧告等発令の判断材料となる情報(事前情報・実況情報)・・・ 56
 - (1) 警戒すべき区域・箇所の情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - (2) 災害時に入手できる実況情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

Ⅱ 災害時要援護者避難支援モデル基準

第1章 災害時要援護者避難支援モデル基準について・・・ 69

- 1 モデル基準の趣旨・・・ 69
- 2 モデル基準の位置づけ・・・ 69
- 3 モデル基準の対象となる災害時要援護者・・・ 69
- 4 災害時要援護者の特徴・・・ 70
- 5 災害時要援護者支援対策の体制整備・・・ 73

第2章 平常時の対策

- 1 災害時要援護者の所在把握と適切な情報の管理・・・ 74
- 2 避難誘導、安否確認等の支援体制づくり・・・ 76
- 3 情報伝達手段の整備・・・ 77
- 4 地域コミュニティと防災意識の醸成・・・ 78
- 5 避難施設の整備等・・・ 79
- 6 自主防災組織、ボランティアとの連携・・・ 80

第3章 災害発生時の対応

- 1 避難情報等の伝達・避難誘導、安否情報等の収集・・・ 82
- 2 避難所の運営における支援・・・ 84
- 3 社会福祉施設等の対応・・・ 85
- 4 ボランティアとの連携・・・ 86
- 5 福祉サービス提供者との連携・・・ 86
- 6 その他災害時要援護者に対する支援・・・ 86

資料① 台帳様式（例）・・・ 87

資料② 防災カード（例）・・・ 88

資料③ 防災拠点型地域交流スペースの整備・・・ 90

資料④ 福祉避難所について・・・ 91

参考① 大規模災害における応急救助の指針について・・・ 92

参考② 岡山県地域防災計画（震災対策編）・・・ 94

参考③ 岡山県地域防災計画（風水害編）・・・ 97

集中豪雨時における情報伝達及び

高齢者等の支援に関する検討報告について・・・ 99

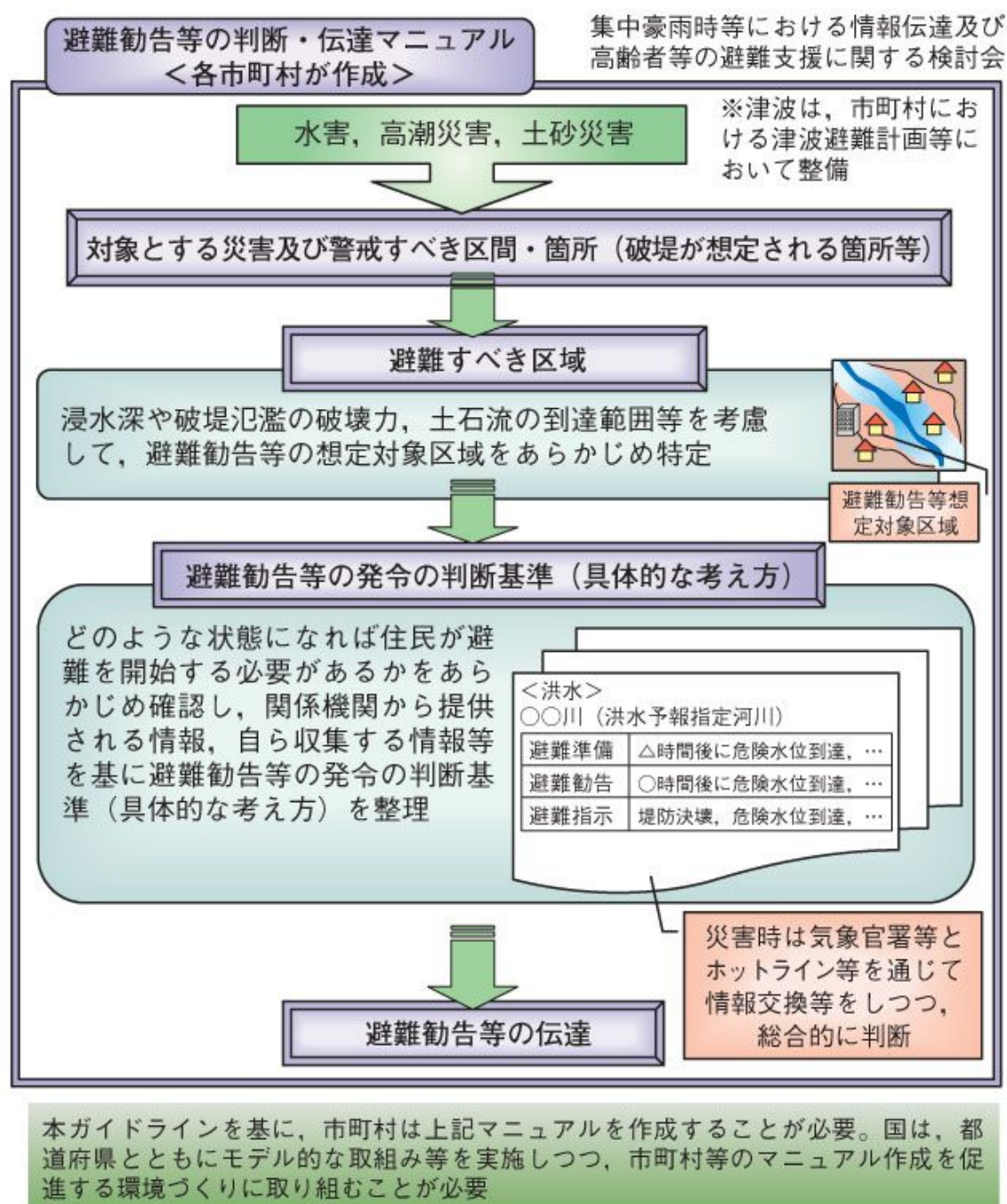
県・市町村防災対策研究協議会「避難勧告等モデル基準検討部会」・・・ 100

— I 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成モデル基準 —

ー 第1章 河川 ー

1. 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの概要

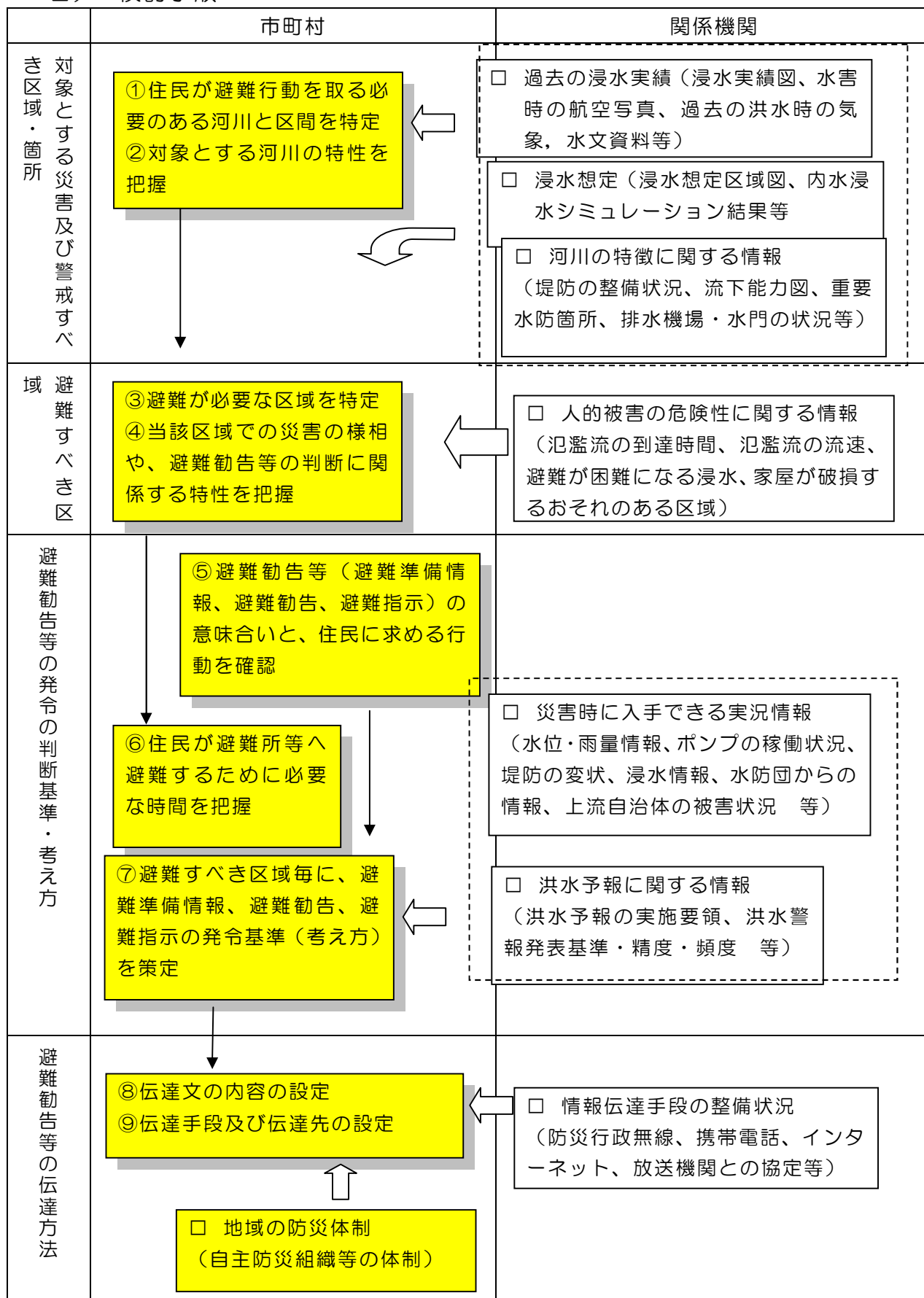
1) 概要図



用語の解説

- ガイドライン＝ 国の中央防災会議の提唱により報告されたマニュアル作成の基本となる指針
- モデル基準 ＝ 県・市町村防災対策研究協議会が作成した岡山県内でマニュアルを作成する場合の参考図書
- マニュアル ＝ 市町村が作成する勧告等発令の判断基準を定めた要領

2) 検討手順



ガイドラインによるマニュアル作成の検討手順①～⑨について、それぞれの実施段階における問題点を抽出し解決策を検討していく

2. 検討手順における問題点

検討手順	問題点	検討会での扱い
①住民が避難行動をとる必要のある河川と区間を特定	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の特定は可能だが、区間の特定については難しい。(岡山市) ・内水による浸水・越水による浸水は想定できるが、破堤によるものは想定できない。(瀬戸町) 	河川管理者が浸水想定図の作成時に、破堤箇所を想定している。箇所ごとの氾濫シミュレーション結果から区間等の特定は可能。出来るだけ市町村へ提供してもらう。個別に相談の必要がある。個別の地域の問題となるため、この検討会での検討は見送り※1
	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定図のない県の一級又は二級河川の場合はどうするのか。浸水想定図を作成する必要があると思われるが？どのレベルの河川を住民が避難行動をとる必要のある河川とするか(備前市) 	想定されていない河川を種別ごとに収集可能な情報ごとにモデル化を検討 (検討課題1)
②対象とする河川の特性を把握	<ul style="list-style-type: none"> ・想定されていない河川の取扱(建部町) 	
③避難が必要な区域の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・現在ある資料では区域の特定ができない。(岡山市) 	※1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップが作成されていない(笠岡市) ・最大被害を想定すると、邑久・長船地区ほぼ全域で避難が必要になる。その際、避難可能な避難場所が少ない。全員を収容できない。(瀬戸内市) 	勧告の発令と避難場所、経路、ハザードマップの関係について検討 (検討課題2)
	<ul style="list-style-type: none"> ・水位情報のない河川の取扱(建部町) 	(検討課題1)
④災害の様相や勧告等の特性を把握	ハザードマップが作成されていないため住民が避難経路を把握していない(笠岡市)	(検討課題2)
	河川の状態だけでなく、内水状況の把握が困難(建部町)	内水についても河川と同じ扱いで情報によりモデル化 (検討課題1)
⑤避難勧告等の意味合いと住民に求める行動確認	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告・避難指示に拘束力がない。住民判断による避難行動。(岡山市) 	勧告の内容等を周知してもらう啓発活動が必要であり、検討部会で方法等について議論する。 (検討課題3)
	<ul style="list-style-type: none"> ・決壊する場所によって避難所が異なる場合がある。(倉敷市) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が避難する際、適切に高台にある避難所を選択できるかどうか(笠岡市) ・避難勧告・指示・命令の違いを把握してもらう必要がある。(瀬戸内市) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備、勧告、指示の意味合いが住民に理解してもらえてない。住民の避難の行動確認は誰にしてもらうのか。行政だけでは困難。(備前市) 	
	避難経路等の設定(建部町)	(検討課題2)

⑥住民が避難所に避難する時間の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の場合、時間がかかる。(岡山市) 	(検討課題2)
	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や交通手段によって時間が異なる。(瀬戸町) ・車、徒歩等避難行動が状況に応じて変わるのでどう時間を把握したらよいか。地区ごとに避難所を特定できない。(備前市) ・上記及び地域内住民の情報の把握・避難所の目的(建部町) 	<p>時間の設定は、交通事情や被害の想定、避難場所の指定により異なるが、地域差が大きくモデル化することが困難であるが、ガイドラインに示してある時間設定について検討部会で意見照会※4</p> <p>(検討課題4)</p>
⑦区域毎の発令基準の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・県河川については、氾濫想定などがなく、区域毎の基準策定ができない。(岡山市) ・全域の避難が必要。(瀬戸内市) ・レベル別の浸水想定が必要(瀬戸町) 	※1
	<p>基準以上の災害が発生した場合の取扱(建部町)</p>	<p>ダム直下流の区域についても、モデル化して取り組む(検討課題5)</p>
⑧伝達内容の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇地域に避難勧告が出されました」等の内容文では、住民がなかなか避難してくれない。(備前市) ・被害の状況(恐れ)によつての、内容の基準(建部町) 	<p>状況に応じて文面を変えることは可能だが、文章が毎回変わると理解度が低くなる。伝達文は、国のガイドラインに例が表示されている。地域ごとの特性を反映する必要があるれば、勧告の発令者で判断・検討していくべき、この検討会での検討は見送り</p>
⑨伝達手段の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時の情報伝達に乏しい。(岡山市) ・現在、邑久地区は防災無線がなく、広報車のみでの伝達となっている。(瀬戸内市) ・防災行政無線、広報車、地元有線放送等考えられるが、実際は家の中まで放送が聞こえないとの苦情が多い(備前市) ・同報系無線とCATVのテロップで対応しているが、音の聞こえない地域やCATV未加入世帯への伝達手段(瀬戸町) ・既定の手段の他に、他の手段の検討確認。停電や故障などの場合の手段の選定(建部町) ・広報車の台数(倉敷市) 	<p>市町村ごとに地域性を考慮し、同報系無線やCATV、広報車による広報などを活用し、勧告等の発令が確実に伝達できるように整備を図っていく。</p> <p>報道関係へは、資料編の申し合わせにより情報伝達を実施していく。</p> <p>今回の検討会での検討は見送り</p>

検討会において寄せられた問題点から、次の検討課題について検討した。

検討課題1：浸水想定図が作成されていない河川を種別ごとに収集可能な情報でモデル化を検討

検討課題2：避難勧告と避難場所、経路、ハザードマップの関係について検討

検討課題3：勧告の内容等を周知してもらう啓発活動について検討

検討課題4：ガイドラインに示してある一定時間の時間設定について検討

検討課題5：ダムの直下流の区域について検討

3. 課題の解決

「検討課題1」

浸水想定図が作成されていない河川（洪水予報河川、水位情報周知河川以外）を種別ごとに収集可能な情報でモデル化を検討する。

収集可能な情報ごとにモデル化する前に

ガイドラインの分析

- ・ 河川における判断基準は、河川水位を基本に発令を判断する。
- ・ 危険水位時に避難指示を発令
- ・ 危険水位から時間をさかのぼり、避難勧告、避難準備情報の発令を判断する

判断基準のモデル化方針

- ・ ガイドラインの考え方を踏襲する。
- ・ 収集可能な情報を整理する。
- ・ 時間をさかのぼるのではなく、できるだけ具体的な指標（洪水予報や水防警報を参考に）で判断できるように記述する。
- ・ 岡山県の地域性を考慮した情報や河川名を掲載する。
- ・ 情報のない河川について細分化する

水位情報と避難勧告発令時期の関係

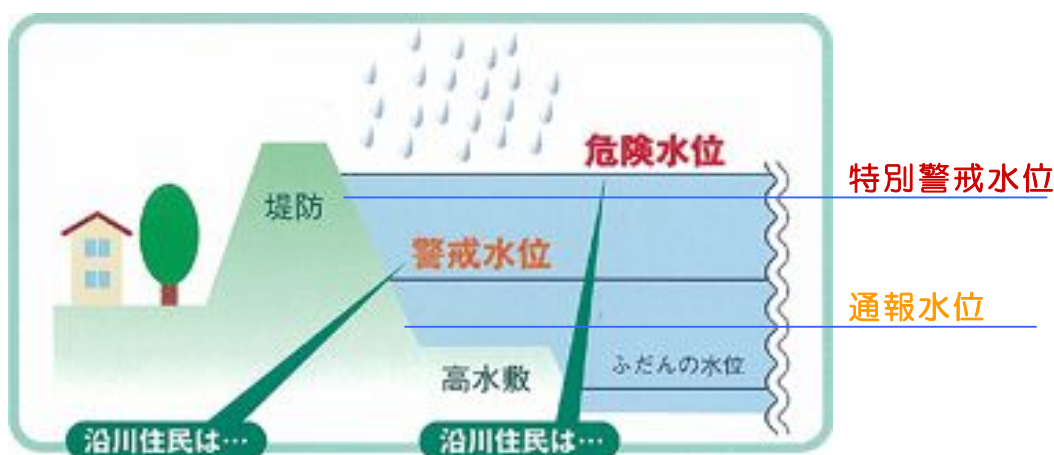
水位情報により避難勧告等の発令時期を決めるのが基本であるが、水位情報の全てが避難勧告等の発令と関連しているわけではないことに留意しておくことが必要である。

危険水位と特別警戒水位は避難勧告及び避難指示と関連するが、県内でよく使われている警戒水位や通報水位は避難勧告等の発令時期とは直接関係しない。

岡山県内の河川で危険水位や特別警戒水位が設定されている河川はいまのところごく一部であり、ほとんどの河川が設定されていない状況であるため、避難勧告等の判断指標を別に定めておく必要がある。

水位に関する用語の解説

- 危険水位 溢水・氾濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位 = 避難指示の発令
- 特別警戒水位 一定時間後に重大な災害が起こるおそれがある水位 = 避難勧告の発令
- 警戒水位 降雨などによって水かさが増し、災害のおそれがある水位のこと。
この水位を超えると法崩れ・洗掘・漏水など災害が発生する危険性がある
水防関係機関は出動し、河川の警戒に当たる。
- 通報水位 災害の発生するおそれがあるため、水防関係機関が待機する。



洪水予警報の用語解説

洪水予報には、『気象台発表』と『河川管理者＋気象庁発表』の2種類あります。

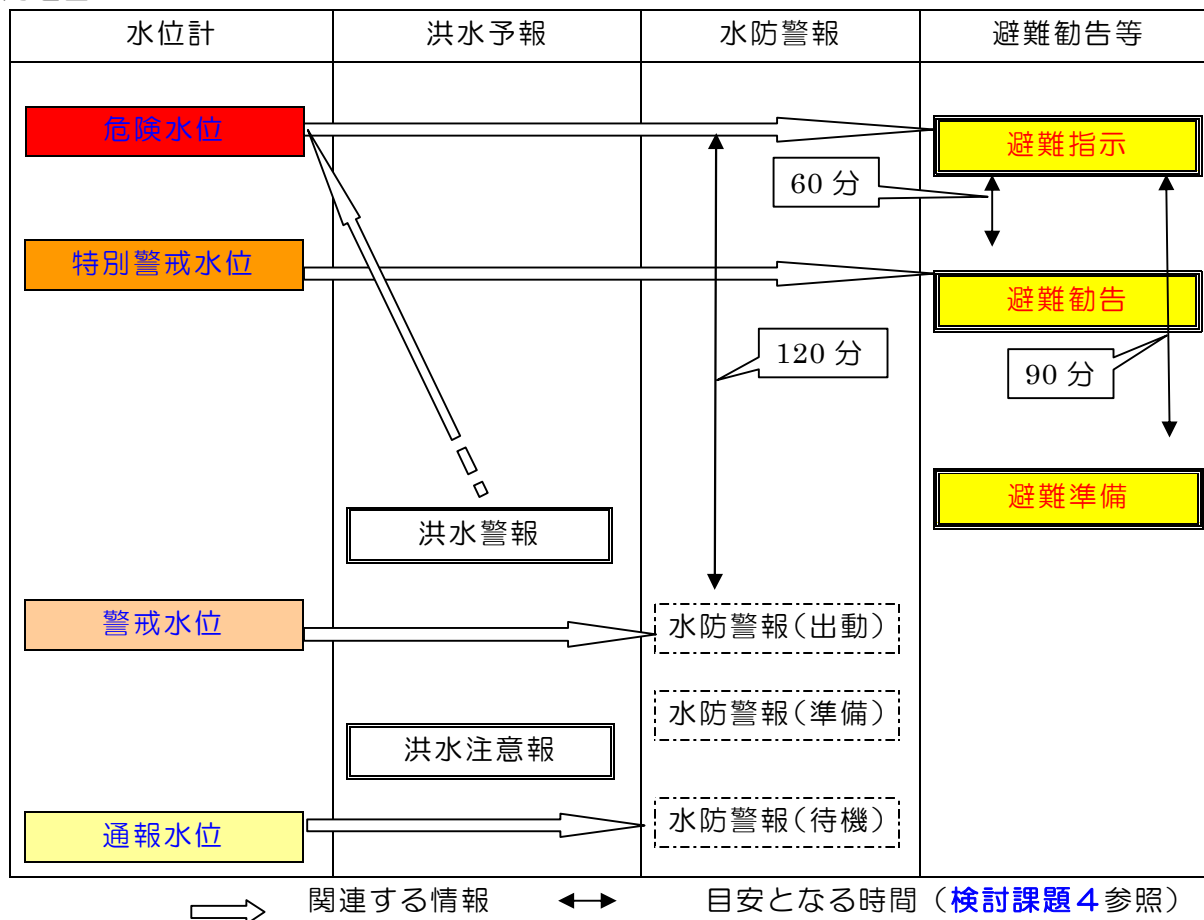
洪水予報（気象台発表）

気象注意報	注意報とは、大雨などによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 気象、地面現象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。 気象注意報には、風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。
気象警報	警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 気象、地面現象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。 気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。
洪水注意報	洪水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。
洪水警報	洪水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。

洪水予報（気象台＋河川管理者共同発表）

洪水注意報	基準地点の水位が警戒水位を超えるおそれがある場合、注意を促すために発表
洪水警報	基準地点の水位が危険水位を超えるおそれがある場合、厳重な警戒を促すために発表
洪水情報	洪水注意報・警報の補足説明、軽微な修正などを必要とされるときに発表

関連図



検討結果

ア) 収集可能な情報ごとの避難勧告等の発令判断モデル

(規模の大きい河川、甚大な被害が発生するおそれのある河川の氾濫)

	洪水予報河川	水位情報周知河川
河川の性格	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川
特徴	危険水位、警戒水位が設定	特別警戒水位が設定
	洪水予報区間	洪水予報区間をのぞく 水防警報する河川
岡山県内の河川名	一級河川高梁川(直轄)+小田川(直轄) 一級河川旭川(直轄)+百間川(直轄) 一級河川吉井川(直轄)+金剛川(直轄) 二級河川笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川 二級河川笹ヶ瀬川水系足守川	一級河川吉井川水系吉井川 一級河川旭川水系砂川 一級河川高梁川水系小田川 二級河川笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川 二級河川笹ヶ瀬川水系砂川
発令判断のポイント	河川管理者が危険水位の到達を予想＝洪水予報が発表されるので、危険水位の到達時間を参考に発令を判断する。	特別警戒水位を基準に雨量情報や気象台の予報を参考に発令を判断
避難準備情報 (要援護者避難情報)	・河川管理者と気象台が共同で洪水警報を発表 ・ 危険水位 予想到達時間の〇〇分前	・ 警戒水位 到達の〇〇分前後。 ・〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上 ・上流の〇〇水位局水位上昇中
避難勧告	・破堤につながるような漏水の発見	
	・河川管理者と気象台が共同で洪水警報を発表 ・ 危険水位 予想到達時間の〇〇分前	・ 水位が特別警戒水位に到達 ・〇〇雨量局の〇時間雨量〇〇mm以上 ・上流の〇〇水位局水位上昇中
避難指示	・堤防の決壊 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等の発見 ・ 危険水位 に到達	
留意点	近隣の状況によっては河川管理者の洪水予想より早めに発令することも必要。	危険水位まで水位が上昇するかどうかの判断がポイント

注意) 判断基準は対象地区を特定しておく

イ) 収集可能な情報ごとの避難勧告等の発令判断モデル
(中小河川の氾濫)

	中小河川 (その他の河川)		
河川の性格	過去に洪水により損害が発生した、または洪水の予想される河川で、洪水発生時間の予測が困難な河川		
特徴	通報水位・警戒水位が設定された水位計がある河川。	水位計はあるが、通報水位や警戒水位が設定されていない河川	水位計がないが、流域に雨量計がある河川
発令判断のポイント	警戒水位の時間設定の考え方を整理しておき、発令の運用をあらかじめ取り決めて判断の参考とする。	過去の災害実績や堤防の構造を事前に調査し指標となる水位を決めておくことで判断の参考とする。	過去の災害実績や堤防の構造を事前に調査しておき、雨量情報や気象台情報などを参考に発令する。
河川名	〇〇川 △〇水位観測所	〇△川 △×水位観測所	〇△川 △×雨量観測所
対象地区	〇〇地区、〇△地区、〇×地区、……	〇〇地区、〇△地区、〇×地区、……	〇〇地区、〇△地区、〇×地区、……
避難準備情報 (要援護者避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上 ・上流の〇〇水位局水位上昇中 ・警戒水位到達の〇〇分後 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上 ・上流の〇〇水位局水位上昇中 ・水位計の水位が〇〇mに達したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇雨量局の〇時間雨量〇〇mm以上
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・破堤につながるような漏水の発見 ・〇〇雨量局の〇時間雨量〇〇mm以上 ・上流の〇〇水位局水位上昇中 ・警戒水位到達の〇〇分後 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇雨量局の〇時間雨量〇〇mm以上 ・上流の〇〇水位局水位上昇中 ・水位計の水位が〇〇mに達したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇雨量局の〇時間雨量〇〇mm以上
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊、越流 ・危険な水位に到達 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等の発見 		
留意点	危険水位の設定がないため、事前に過去の災害実績や堤防構造などから危険な水位を決めておくことが重要	事前に過去の災害実績や堤防構造などから危険な水位を決めておく必要がある。	判断の参考となる水位計を早期に設置する。

注意) 基準は過去の災害から暫定値を定め、実際の災害で検証し精度を高めていく。

ウ) 収集可能な情報ごとの避難勧告等の発令判断モデル
(内水による浸水など)

特徴	低地であり雨水をポンプにより排出している地域	排水ポンプにより海へ排出されている河川の沿岸地域	低地であり雨水が排出されにくい地域
発令判断のポイント	近隣地域の状況と排水ポンプの稼働状況で発令を判断する。	ポンプの停止から河川の越流までの時間を考慮し、排水ポンプの稼働状況で発令を判断する。	気象台の予測雨量と過去の実績から、判断の基準となる雨量を決めておく
河川名	△○ポンプ場	○△川 △×ポンプ場	—
対象地区	○○地区、○△地区、○×地区、……	○○地区、○△地区、○×地区、……	○○地区、○△地区、○×地区、……
避難準備情報 (要援護者避難情報)	気象台から○○地域の△時間予想雨量○○mmが予想される。 近隣の○△地区で道路冠水、床下浸水が発生	近隣の○△地区で道路冠水、床下浸水が発生 内水排水ポンプが運転停止水位に達することが見込まれる。	気象台から○○地域の△時間予想雨量○○mmが予想される 近隣の○△地区で道路冠水、床下浸水が発生
避難勧告	近隣の○△地区で道路冠水、床下浸水が発生し拡大している。 内水排水ポンプが運転停止水位に達することが見込まれる	近隣の○△地区で道路冠水、床下浸水が発生し拡大している 内水排水ポンプが運転停止	近隣の○△地区で道路冠水、床下浸水が発生し拡大している 気象台から○○地域の△時間予想雨量○○mmが予想される
避難指示	内水排水ポンプが運転停止	河川からの越流	近隣の○△地区で床上浸水が発生
留意点	準備情報の発令には、ポンプが機能しなくなる雨量を把握しておくことが必要	運転停止してから河川越流での時間と避難に必要な時間を要検討	

注意) 基準は過去の災害から暫定値を定め、実際の災害時に検証し精度を高めていく。

「検討課題2」

避難勧告と避難場所、経路、ハザードマップの関係について検討

避難勧告の発令に当たり、被害をシミュレートした上での詳細なハザードマップの作成が不可欠である。そこで、避難勧告の発令を念頭に置いたハザードマップづくりを進めるために必要な項目を検討した。

検討結果

検討会からの提案「ハザードマップと連携した避難勧告の発令に必要な項目」

- ・ 想定される被害と地区ごとの特性の把握

避難勧告が発令され浸水するからといって必ず避難場所への避難が必要なわけではない。床下までしか浸水が想定されない地域や、徐々に水位が上昇し2Fなどへ退避しておけば安全な場合もある。一方、急激な水流が押し寄せてくる可能性のある地区や、かなりの浸水深が想定される場合は、家屋が破壊され人命に危険がおよぶことがあるため一刻も早い避難行動が必要となる。こうした区域を事前に把握し、ハザードマップに明示して住民に周知しておくことが必要。
- ・ 避難経路の有無による避難形態がある

安全に避難所まで移動できる状況でないときは移動しない方が安全な場合もある。浸水が始まってしまうと道と水路の区分が出来ず移動中に転落したり、水流の強い箇所に飲まれる事故が発生する可能性がある。災害の発生状況に応じた避難経路をハザードマップに明示しておくことが必要。
- ・ 常に安全な避難場所があるわけではない

平成16年の福井・新潟豪雨では破堤した堤防近くの避難場所（寺院）が水流により破壊された事例もあり、災害の発生状況により避難すべき避難場所が変わることを念頭に置いた、避難場所をハザードマップに示しておくことが必要。また住民各自で判断し安全な避難所を選択できる情報を提供する必要がある。



「洪水ハザードマップ作成の手引き」平成17年6月

国 土 交 通 省 H P

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/05/050705_2/04.pdf

上記の具体的手法について、「地域項目」として作成方法が示されている。

「地域項目」を参考にしたハザードマップ作成を実施しておくことが必要

「検討課題3」

勧告の内容等を周知してもらう啓発活動について検討

まず勧告の発令に先立ち、住民に避難準備情報・避難勧告・避難指示の意味を理解してもらっておき、発令によって各自や地域ですべきことを啓発しておくことが重要である。日頃からの防災啓発活動で自助、共助を促進する手法について検討する。

検討結果

検討部会からの提案

「避難勧告発令時に必要な自助・共助の育成のために有効な通常時からの防災啓発活動」

有効な活動

- 地域での協力方法についての説明会や研修会の開催
- 自主防災組織の設置促進
- 地域防災力の向上
- 地域でコミュニケーションを図る

具体的取組み事例

- 町内会単位での取組みを推進（岡山市、瀬戸内市）
- 緊急時の連絡表を作成（笠岡市）
- 自主防災組織のリーダーを育成（備前市、玉野市）
- 出前講座の活用（井原市）
- 資機材整備に補助（備前市）
- パンフレットの配布（倉敷市、備前市、早島町）
- 町内会イベントなどの開催（建部町）

平成16年台風第18号による高潮の状況（笠岡市フェリー発着場）



「検討課題4」

ガイドラインに示してある一定時間の時間設定について検討

避難準備情報、避難勧告、避難指示の3類型には、「要援護者が避難するまでに必要な時間」と「通常の避難行動が出来る人が避難するまでに必要な時間」を決定しておくことが必要となるが、どれくらいの時間かを検討する。 ※ガイドラインでは一定の時間として記述している。

検討結果

避難するまでに必要な時間：だれがどこへ避難するのか、条件や地域、人により時間はそれぞれ違うのは当然であるが、勧告等の発令は地域単位での発令となることから、ある程度画一的な時間の目安が必要である。そこで、検討部会において要援護者避難支援ガイドライン「茨城県美野里町」の時間例を参考に検討した。

	勧告の発令から避難が完了するまでに必要な時間のめやす	備考
要援護者	90分	避難準備情報発令時の参考
通常の避難行動ができる人	60分	避難勧告発令時の参考

これまでの災害時の県内の災害時の実績では、発令から上記時間経過後、避難所にほとんどの住民は到着しておらず避難を完了できていない。原因としては、①情報伝達時間と②情報を聞いてから行動までの時間を要しているためと考えられる。避難行動の開始から避難完了までは20分程度で十分であるが、上記時間を目標時間として取り扱い、目標時間内に避難が完了するため必要な事項を検討する。

目標時間を達成するために

① 迅速な情報伝達手段の確立

勧告の発令から住民へ情報伝達に必要な時間は、各市町村の同報系防災行政無線の整備や戸別受信機の普及啓発、CATVなどの媒体による伝達など地域性に応じた整備を促進していく

② 住民が勧告の発令を聞いてから避難行動を開始するまでの時間の短縮

まず、住民に避難勧告の意味とその緊急性、時間的余裕を認識してもらうことが必要である。次に、非常持出し袋の準備など普段から避難の準備をしておくことが、いざという時の避難行動を早める。

課 題

避難勧告の発令時期は、高潮や津波など早い時期に予測が可能な場合もあるため、同じ避難勧告でもその意味により避難時間が異なる場合がある。

それぞれの地域に応じた避難勧告の持つ時間的意味を事前に認識してもらう啓発活動が必要である。

「検討課題5」

ダム直下流の区域について検討

岡山県の3大河川ではそれぞれ本川にダムが位置しており、ダム放流が河川流量に及ぼす影響が大きい。大雨により避難が必要となる場合には、ダムは洪水調整し流入量のうち一定量を放流しているため、ダム管理者の発する放流警報を避難勧告発令判断の参考とすることが出来るかどうか検討する。

ダム管理者からの放流警報の特性

- ・ダムからの放流により流水状況に著しい変化が生じる区間のみへ警報
- ・主に河川内の利用者へ警告するのが目的
- ・電話やFAXによる市町村への連絡にあわせ、警報車や警報局による周知が図られている

ダム下流の地域で避難が必要となる場合

① ダムから洪水調整により流入量のうち一定量の水が放流されたとき

- ・河川の流下能力不足により越流する場合

放流警報と浸水区域の関係を整理しておけば、放流警報を避難勧告発令の参考として利用が可能

② 降雨規模がダムの計画を超える洪水が発生したとき

- ・降雨と上流の水位計の状況からダムへの流入量はある程度予測され、ゲート操作の約1時間前には連絡される。
 - ・計画規模の前に「ただし書き操作へ移行」の連絡があるので、その場合は流域への避難指示の発令が必要となる。あらかじめ、発令する区域を想定しておく必要がある。
- ※ ダムの計画規模より河川計画の降雨規模の方が小さい場合が多いので、ダム計画を超える前に①の越流が始まる

③ 何らかの要因により貯留水が一気に流れ出す場合

- ・地震やテロによるダム本体の破損や貯水池での地滑りなど、下流住民の避難が必要となる場合がある。ダムは24時間監視体制をとっているため即座に連絡されるため、こうした事態に備え、各市町村では非常時における連絡体制を整備し、避難の必要な区域の特定と避難勧告等発令を訓練しておく必要がある。

県内の代表的なダムにおける放流警報一覧

水系	吉井川		旭川	
	吉井川	吉井川	旭川	旭川
影響の大きいダム名	苫田ダム		旭川ダム	湯原ダム
計画高水流量			4,700m ³ /s	1,420 m ³ /s
種別	ゲート有り		ゲート有り	ゲート有り
堤高 (m)	74.0		45.0	73.5
総貯水容量 (千 m ³)	84,100		57,382	99,600
警報区間	ダム～津山市新錦橋		ダム～河口	ダム～社口ダム
警報距離 (k m)	12.0		54.0	3.7
警報局数 (ダムサイト含む)	17		19	2
警報基準			放流開始時	放流開始時
	100 m ³ /s 以上放流時		300 m ³ /s 以上放流時	400 m ³ /s 以上放流時
			650 m ³ /s 以上放流時	
			1000 m ³ /s 以上放流時	
			1500 m ³ /s 以上放流時	
			2000 m ³ /s 以上放流時	
	その他、下流に急激な水位上昇が予想される時		ただし書き操作移行時	ただし書き操作移行時

水系	高梁川			
	高梁川	高梁川	高梁川	高梁川
影響の大きいダム名	新成羽川ダム (田原・黒鳥含)	小阪部川ダム	河本ダム	千屋ダム
計画高水流量			1,000	670
種別	ゲート有り	ゲート有り	ゲート有り	ゲート有り
堤高 (m)	103.0	67.2	60.0	97.5
総貯水容量 (千 m ³)	127,500	15,624	17,350	28,000
警報区間	ダム～高梁川合流点	ダム～成羽川合流点	ダム～成羽川合流点	ダム～西川合流点
警報距離 (k m)	20	35	37.6	15.0
警報局数 (ダムサイト含む)	19	4	11	19
警報基準	放流開始時	放流開始時	放流開始時	放流開始時
		90 m ³ /s 以上放流時	100 m ³ /s 以上放流時	100 m ³ /s 以上放流時
	急激な水位上昇時		250 m ³ /s 以上放流時	
			ただし書き操作移行時	ただし書き操作移行時

検討結果

収集可能な情報ごとの避難勧告等の発令判断モデル
(ダムの下流など)

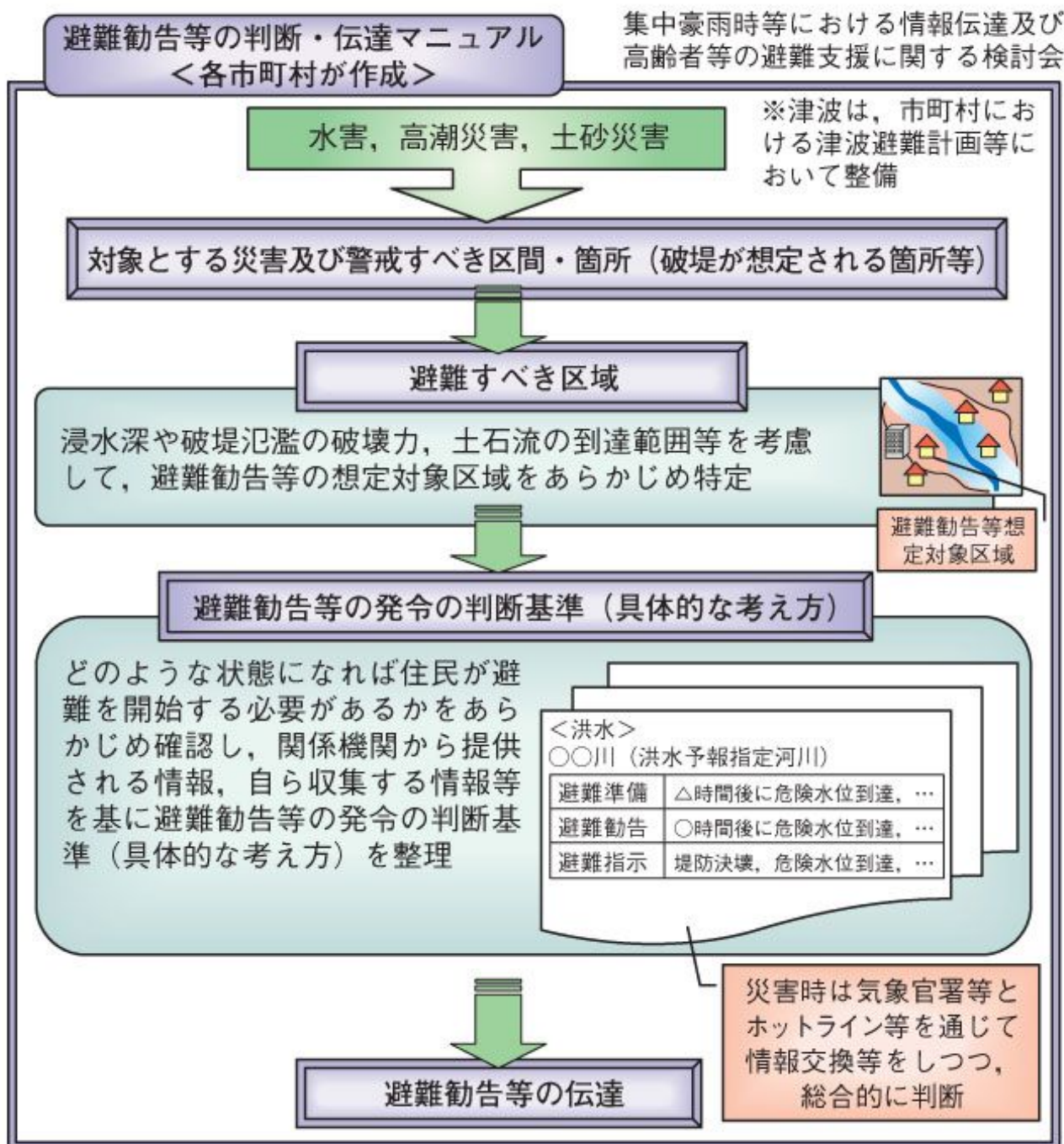
特徴	ダムから一定量の放流により避難が必要となる	降雨規模がダムの計画を超えたとき	貯留水が一気に流れ出す場合
発令判断のポイント	過去の経緯などから、放流量による浸水区域を特定し、放流量により勧告を判断する。	ダムからの連絡で発令を判断する	ダムからの連絡で発令を判断する
河川名	○△川 △○ダム	○△川 △○ダム	○△川 △○ダム
対象地区	○○地区、○×地区	○○地区、○△地区、○×地区、○△地区○△地区…	○○地区、○△地区、○×地区、……
避難準備情報 (要援護者避難情報)	△○ダムから△△t放流されたとき		
避難勧告	△○ダムから○○tの放流通知があったとき		
避難指示	△○ダムから○○t放流されたとき	「ただし書き操作」の連絡があったとき	緊急連絡があったとき
留意点	放流の操作から流達時間を見込んで段階を決定する	あらかじめ区域の想定をしておく必要がある。	通常時からの連絡体制の確保と区域の想定が必要

注意) 基準は過去の災害から暫定値を定め、実際の災害時に検証し精度を高めていく。

ー第2章 高潮 ー

1. 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの概要

1) 概要図



本ガイドラインを基に、市町村は上記マニュアルを作成することが必要。国は、都道府県とともにモデル的な取組み等を実施しつつ、市町村等のマニュアル作成を促進する環境づくりに取り組むことが必要

2) 検討手順

	市町村	関係機関
対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所	<p>①高潮災害の発生するおそれのある区間を特定</p> <p>②高潮災害の発生しやすい気象・海象条件を把握</p>	<p><input type="checkbox"/> 過去の高潮災害記録（浸水実績図、高潮時の航空写真、過去の高潮時の気象、水文資料等）</p> <p><input type="checkbox"/> 高潮浸水想定（高潮想定区域図、高潮シュミレーション結果等）</p> <p><input type="checkbox"/> 沿岸部の特徴に関する情報（海岸保全施設・港湾施設・防潮施設の状況、潮位の特徴等）</p>
避難すべき区域	<p>③避難が必要な区域を特定</p> <p>④当該区域での災害の様相や、避難勧告等の判断に関係する特性を把握</p>	<p><input type="checkbox"/> 人的被害の危険性に関する情報（越波・越流の発生時間・規模、避難が困難になる水深、家屋が破損するおそれのある区域）</p>
避難勧告等の発令の判断基準・考え方	<p>⑤避難勧告等（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の意味合いと、住民に求める行動を確認</p> <p>⑥住民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握</p> <p>⑦避難すべき区域毎に、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準（考え方）を策定</p>	<p><input type="checkbox"/> 災害時に入手できる実況情報（潮位情報、巡視員や住民等からの情報、周辺自治体の被害状況、監視カメラ等）</p> <p><input type="checkbox"/> 潮位予報に関する情報（高潮警報発表基準・精度・頻度等、洪水警報発表基準・精度・頻度等）</p> <p><input type="checkbox"/> 危険潮位の設定</p>
避難勧告等の伝達方	<p>⑧伝達文の内容の設定</p> <p>⑨伝達手段及び伝達先の設定</p> <p><input type="checkbox"/> 地域の防災体制（自主防災組織等の体制）</p>	<p><input type="checkbox"/> 情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）</p>

ガイドラインによるマニュアル作成の検討手順①～⑨について、それぞれの実施段階における問題点を抽出し解決策を検討していく

2. 検討手順における問題点

検討手順	問題点	検討会での扱い
①高潮災害の発生する区間を特定	H16年の災害の経験から区域の特定が受け入れられている（玉野市）	高潮災害の発生する区域は、H16年の台風第16号の既往最高潮位により浸水した範囲とし、勧告発令の対象区域とする。
②高潮災害の発生しやすい気象を把握	地域が大きい単位でしか情報がなく知識にも限界がある（玉野市） 沿岸ライブカメラを一般開放すると関係者が見えなくなる恐れがある（備前市）	
③避難が必要な区域の特定	高潮の潮位によって避難の必要な区域が変わる（倉敷市） 細かな区域の設定は難しいので不要ではないか（玉野市） 海水が逆流してくる箇所の把握が必要（笠岡市） 広域的な浸水のため避難場所の設定が困難（瀬戸内市） 台風と重なるため、降雨量も併せて検討する必要があるのではないかと、過去の高潮を参考にすべき（備前市）	
④災害の様相や勧告等の特性を把握	同じ地区でも地形による特色がある。（玉野市） 僻地（離島）の状況把握が困難（備前市）	台風第16号の例を検証し、モデル基準を検討 検討課題 1
⑤避難勧告等の意味合いと住民に求める行動確認	どこまでの行動を住民に求めるか、基本的には住民の意思によるところが大きい（玉野市） 住民が避難する際、適切な高台を選択できるかどうか（笠岡市） 避難準備、勧告、指示の違いを把握してもらう必要がある。こういった行動をしてもらうか事前によく説明する必要がある（瀬戸内市） 避難勧告等を出しても住民は避難しない。昨年実績では1500名に勧告を出して避難した人は35人であった。避難意識の向上を求めるにはどうしたらよいか（備前市）	第1章 河川 検討課題3と同じ
⑥住民が避難所に避難する時間の把握	避難行動開始時間がばらばらである。状況によっては開設しない避難所もある（玉野市） 要援護者の把握が必要（瀬戸内市） 地区ごとに避難所を特定できない（備前市）	第1章河川 検討課題4と同じ
⑦区域毎の発令基準の策定	細かい区域設定を行った場合、情報の混乱を招く。沿岸部一帯で勧告を発令している（玉野市） 島部を有するため細やかな設定が必要（笠岡市） 沿岸部や河川の流域をどのように考えるか（備前市）	区域ごとの発令基準を検討する。 検討課題 2
⑧伝達内容の設定		
⑨伝達手段の設定	停電時の情報伝達に乏しい（岡山市） 広報車による伝達しか手段がない（瀬戸内市）	河川編と同じ

検討会において寄せられた問題点から、つぎの検討課題を検討していく

検討課題 1：台風第16号の例を検証し、モデル基準を検討

検討課題 2：区域毎の発令基準を検討する

3. 課題の解決

「検討課題1」

台風第16号の例を検証し、モデル基準を検討

モデル基準を検証する前に

ガイドラインの分析

- ・ 高潮における判断基準は、潮位を基本に発令を判断する。
- ・ 危険潮位時に避難指示を発令
- ・ 危険潮位から時間をさかのぼり、避難勧告、避難準備情報の発令を判断する

判断基準のモデル化方針

- ・ 時間をさかのぼるのではなく、できるだけ避難形態にあった判断指標。
- ・ 岡山県の地域性を考慮した情報を掲載する。

潮位情報と避難勧告発令時期の関係

潮位情報により避難勧告等の発令時期を決めるのが基本であるため、対象地区ごとに危険潮位を定めておく必要がある。(ガイドライン P27 参照)

潮位に関する用語の解説

□ 危険潮位

溢波等により重大な災害が起こるおそれがある潮位 = 避難指示の発令

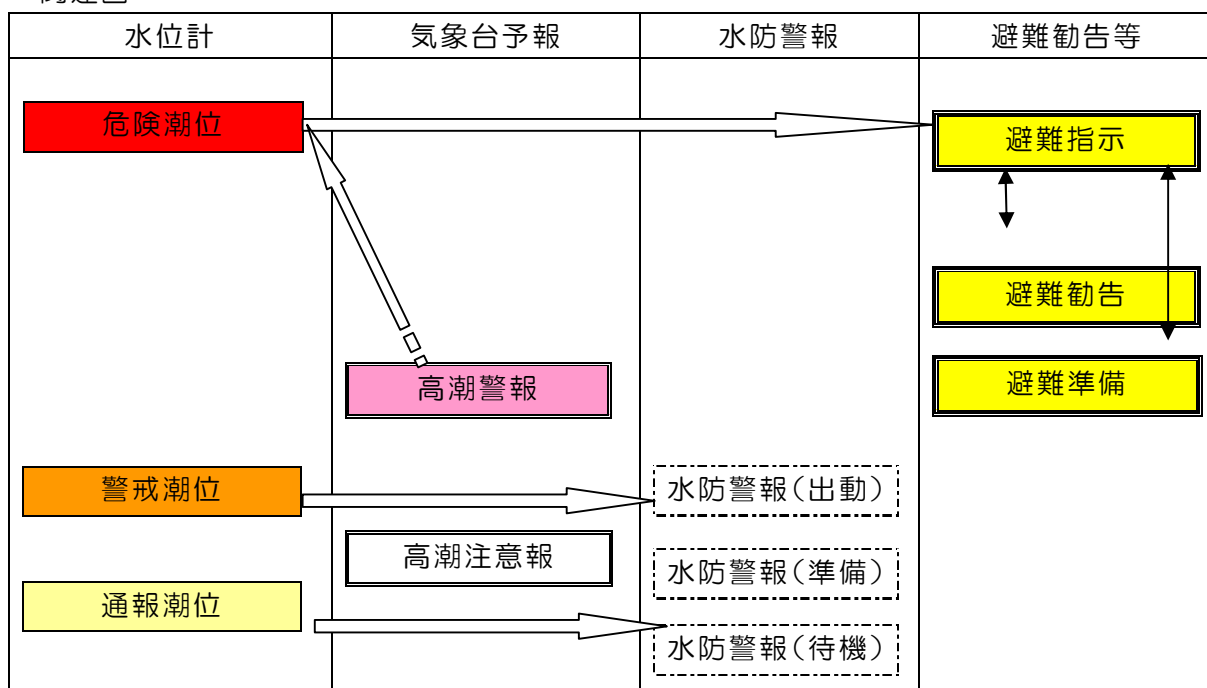
□ 警戒潮位

潮位が上昇し、災害のおそれがある水位のこと。気象台から高潮警報が発令され、この潮位を超えると、高潮による冠水が発生する危険性がある。水防関係機関は出動し、海岸の警戒に当たる。

□ 通報潮位

災害の発生するおそれがあるため、水防関係機関が待機する。

関連図



→ 関連する情報

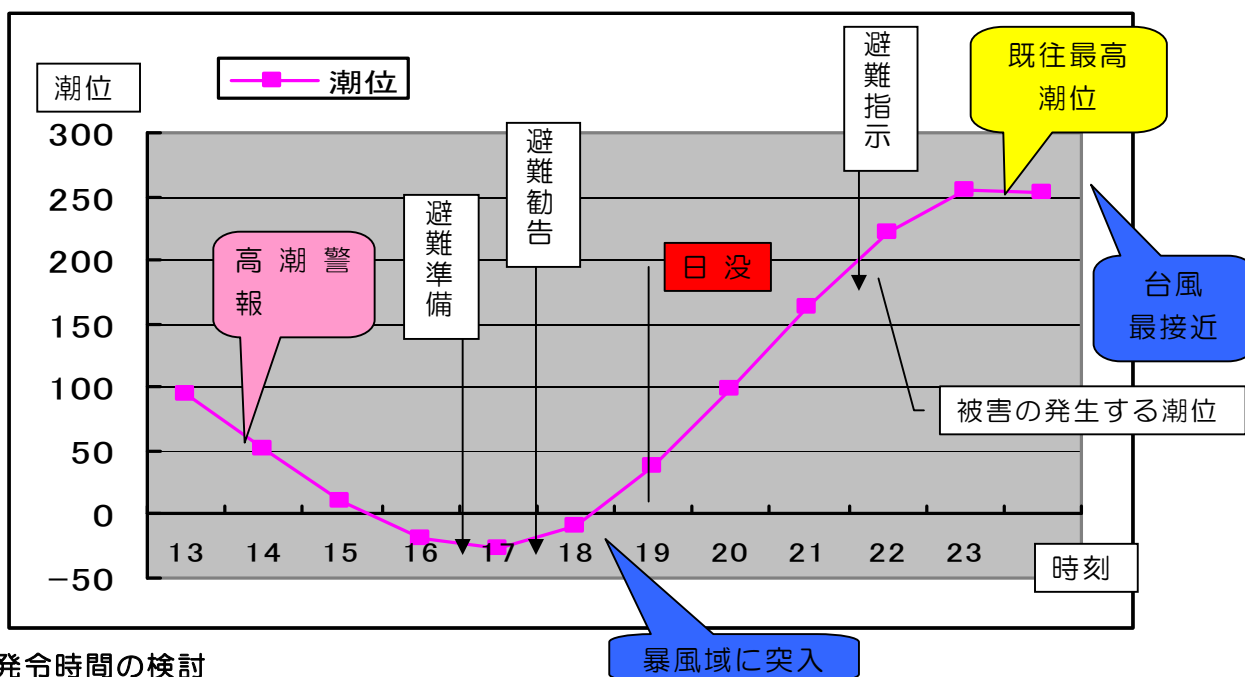
平成16年 台風第16号の検証

平成16年8月30日、台風第16号の接近と大潮期間の満潮とが重なり、宇野港で観測開始以来最も高い潮位（TP=2.54m）を観測した。岡山県沿岸部では広範囲にわたり浸水し1万戸を超える家屋に被害が発生した。

8月30日の時刻と潮位

時刻	宇野港 潮位TP上	備考
13:52	0.51m	高潮警報発令
18:00	-0.08m	
19:00	0.38m	警戒潮位TP=0.1m
20:00	0.99m	通報潮位TP=-0.3m
21:00	1.64m	
22:00	2.22m	日没時間
22:47	2.54m	既往最高潮位

宇野港観測所
被害発生する潮位
18:35 190cm



発令時間の検討

高潮についてはその性質上、他の災害と比較するとかなり早い時間に被害の発生が予想できるため、日没状況や風雨の状況を勘案した上での発令が可能である。

台風第16号で検証してみると、台風は午前0時頃に岡山県に最接近することが予想され、13時52分に岡山地方気象台から高潮警報が発表された。この時点の潮位予想から避難が必要であると判断される。避難行動は、日没前の視界があるうちに移動することが好ましく、また台風の接近にともない風雨も強くなるため、18時頃までに避難所などへの移動を完了するのが好ましいため、避難勧告は17時頃までに発令するべきであると考えられる。

課題

他の避難勧告と比較するとかなり早い時間からの発令となるため、勧告が出てすぐに危険が迫ってこないと思われるってしまうことが課題である。高潮の勧告等の発令に限っては、避難の状況を勘案して発令していることを前もって住民に理解してもらっておく必要がある。

用語の解説 □ TP (Tokyo Peil) 東京湾平均海面のことで、国内の標高の基準(標高0m)

検討結果

高潮災害の避難勧告等の発令判断モデル

	ガイドライン	モデル基準
対象区域	〇〇海岸沿岸部東部	岡山県の瀬戸内海沿岸部 (平成16年台風第16号の既往最高潮位により浸水した地域)
特徴		危険水位の設定なし
発令判断のポイント	危険潮位を基準として時間をさかのぼって発令する。	気象台の高潮警報とその予測潮位により発令を判断する。 避難形態を優先的に考慮した発令時間を採用
潮位観測所名	〇〇港△〇潮位計	宇野港観測所 岡山市、沖元・高島観測所 備前市、日生観測所 瀬戸内市、牛窓観測所 玉野市、玉野観測所 倉敷市、児島・玉島・水島観測所 笠岡市、笠岡観測所
対象地区	〇〇地区、〇△地区、〇×地区、……	「〇〇市沿岸部」、「〇〇地区、〇△地区……」
避難準備情報 (要援護者避難情報)	潮位が一定時間後に「危険潮位」に達すると予想される	岡山地方気象台から高潮警報が発令され被害の発生が予測される場合で、〇〇基準観測所の潮位がTPO〇mを観測したとき (日没時間、風雨状況を考慮)
避難勧告	・海岸堤防の倒壊や決壊につながるような漏水の発見	
	潮位が一定時間後に「危険潮位」に達すると予想される	岡山地方気象台から高潮警報が発令され被害の発生が予測される場合で、〇〇基準観測所の潮位がTP△△mを観測したとき (日没時間、風雨状況を考慮)
避難指示	・現在の潮位が「危険潮位」に到達	・現在の潮位が「危険潮位」に到達
	・海岸堤防の倒壊や決壊の発生 ・水門等の防潮施設の状況 ・異常な越波・越流の発生	
留意点		危険潮位(被害の発生する潮位)を決めておく必要がある。

注意) 危険な潮位はH16年台風の実績から暫定値を定め、今後の災害により検証し精度を高めていく。

「検討課題2」

区域毎の発令基準を検討する

予想される潮位や防波堤の整備状況により浸水する区域は異なるため、勧告等で対象となる区域をどのように表現して周知するべきか検討した。

検討結果

高潮の避難勧告対象地域の表現例としては次のものが考えられるが、それぞれにメリット、デメリットがあり、表現方法についてはこれらを参考に地域の状況に応じたものとするのが望ましい。

「〇〇市沿岸部、〇〇世帯」

沿岸部とは平成16年度の台風第16号の既往最高潮位で浸水した区域を示す。

メリット

- ・勧告の発令は1回となる。
- ・市の大きさに関わらず発令できる。
- ・表現が簡単のため住民に理解されやすい。
- ・短い文章で済むため取り扱いやすい。
- ・全般的に注意を喚起できる。

デメリット

- ・潮位により被害を受ける地域を限定できない。
- ・浸水しない地区の住民へも勧告の対象となる場合がある。
- ・同一の市内では地域差が反映できない。

「〇〇市〇△地区、〇×地区、△△地区、〇〇世帯」

潮位の予想から浸水する地域を限定し、対象を絞って発令する。

メリット

- ・地域が限定されるため、対象かどうかははっきりわかる
- ・地域による時間差を設けた発令が可能

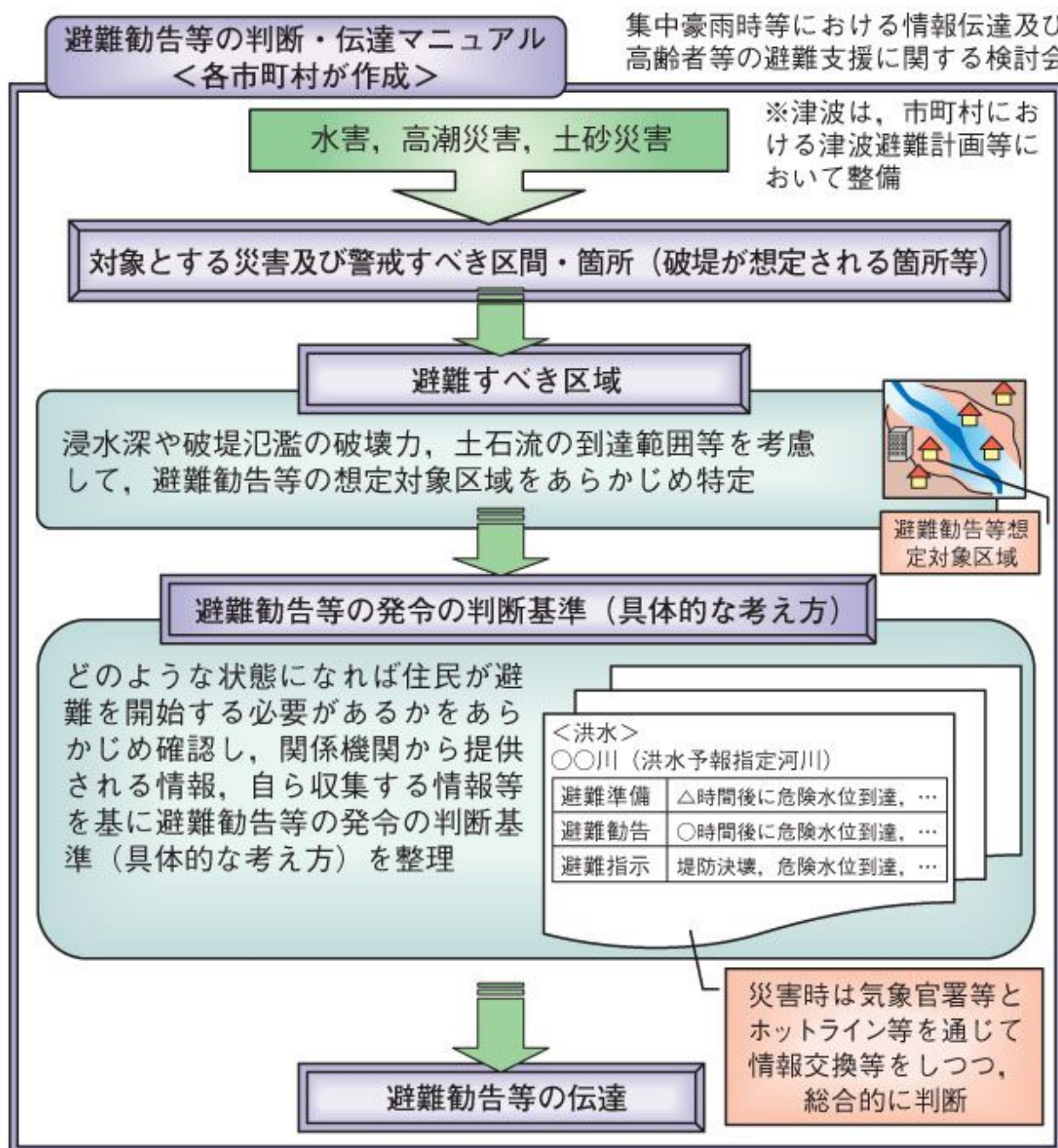
デメリット

- ・地域の特定が困難、予想潮位ごとにシミュレートする必要がある。
- ・台風進路予想が変わったり、予想潮位が変わるたびに勧告を発令しなおす必要あり
- ・大きな市の場合、地区名が多数となるため表現が煩雑となり理解度が低い。

ー 第3章 津波 ー

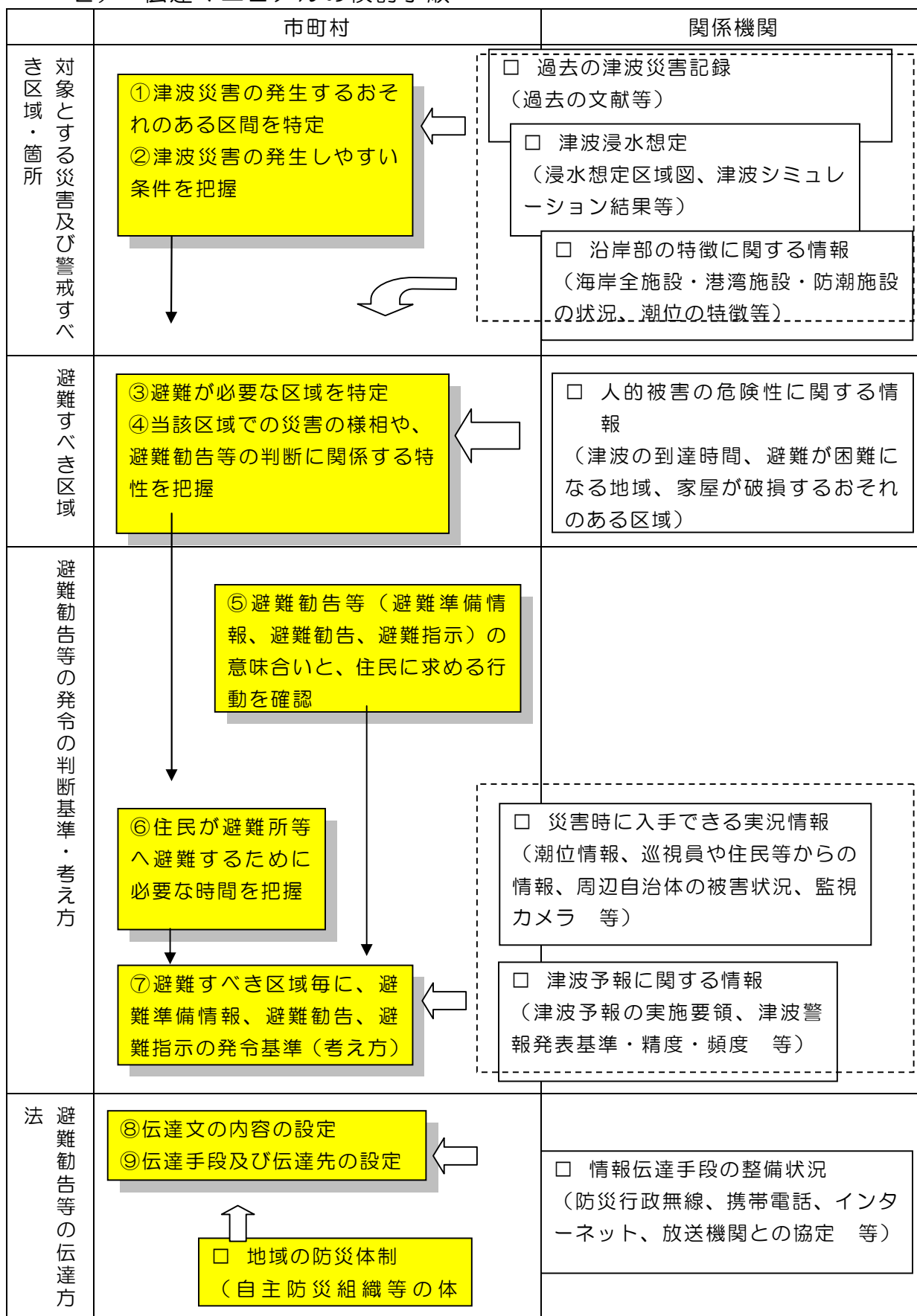
1. 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの概要

1) 概要図



本ガイドラインを基に、市町村は上記マニュアルを作成することが必要。国は、都道府県とともにモデル的な取組み等を実施しつつ、市町村等のマニュアル作成を促進する環境づくりに取り組むことが必要

2) 伝達マニュアルの検討手順



マニュアル作成の検討手順①～⑨について、それぞれの実施段階における問題点を抽出し解決策を検討していく

2. 検討手順における問題点

検討手順	検討していく上での問題点	検討会での取り扱い
①津波災害の発生する区間を特定	地震が起きた場合の破堤箇所の特定、また、浸水の始まる箇所の特定が出来ない（岡山市） 地震により河川の堤防が破損した場合の区域特定が出来ない（倉敷市） 高潮津波浸水ハザードマップを作成しているが、河川の遡上をどう考えたらよいか、予想図の信頼性はどうか（備前市）	今回は勧告等の発令モデル基準について検討を行うこととし、その他の問題については別途東南海・南海地震連絡協議会で検討するものとする。
②津波災害の発生しやすい条件を把握	岡山地域という大まかな情報となってしまう。知識に限界がある（玉野市） 地震と津波発生の関係はどうか。津波の情報は気象庁からの情報しかない。地震により機器が故障した場合どうしたらよいか（備前市）	
③避難が必要な区域の特定	津波予想によりかなり異なる（瀬戸内市） 高潮被害区域にプラス α をどこまで特定するのか。津波の特性をどう理解したらよいか（備前市）	
④災害の様相や勧告等の特性を把握	地震により通信手段が破損した場合、連絡・情報手段がどこまで利用可能となるのか市役所の建物も危険である（備前市）	
⑤避難勧告等の意味合いと住民に求める行動確認	要援護者についてはすぐ避難行動、その他の方は救助活動（岡山市） 他の避難勧告行動との違いを周知する（玉野市） 住民が避難する際、適切に高台にある避難所を選択できるかどうか（笠岡市） 一刻も早く高いところへ避難するため、避難勧告でよいとは思えない。命令等強い指示が必要ではないか（備前市）	
⑥住民が避難所に避難する時間の把握	避難所をどこにするか、通常なら市の避難所よりも自宅裏山などの高台への避難がよいと思われる（備前市）	
⑦区域毎の発令基準の策定	細かい区域を設定すると情報の混乱を招く、現在は沿岸部一帯という区域で表現している（玉野市） 沿岸部のみならず河川の遡上を考えて検討してはどうか（備前市）	
⑧伝達内容の設定		
⑨伝達手段の設定	停電時の情報伝達に乏しい（岡山市）	

3. 課題の解決

「検討課題1」

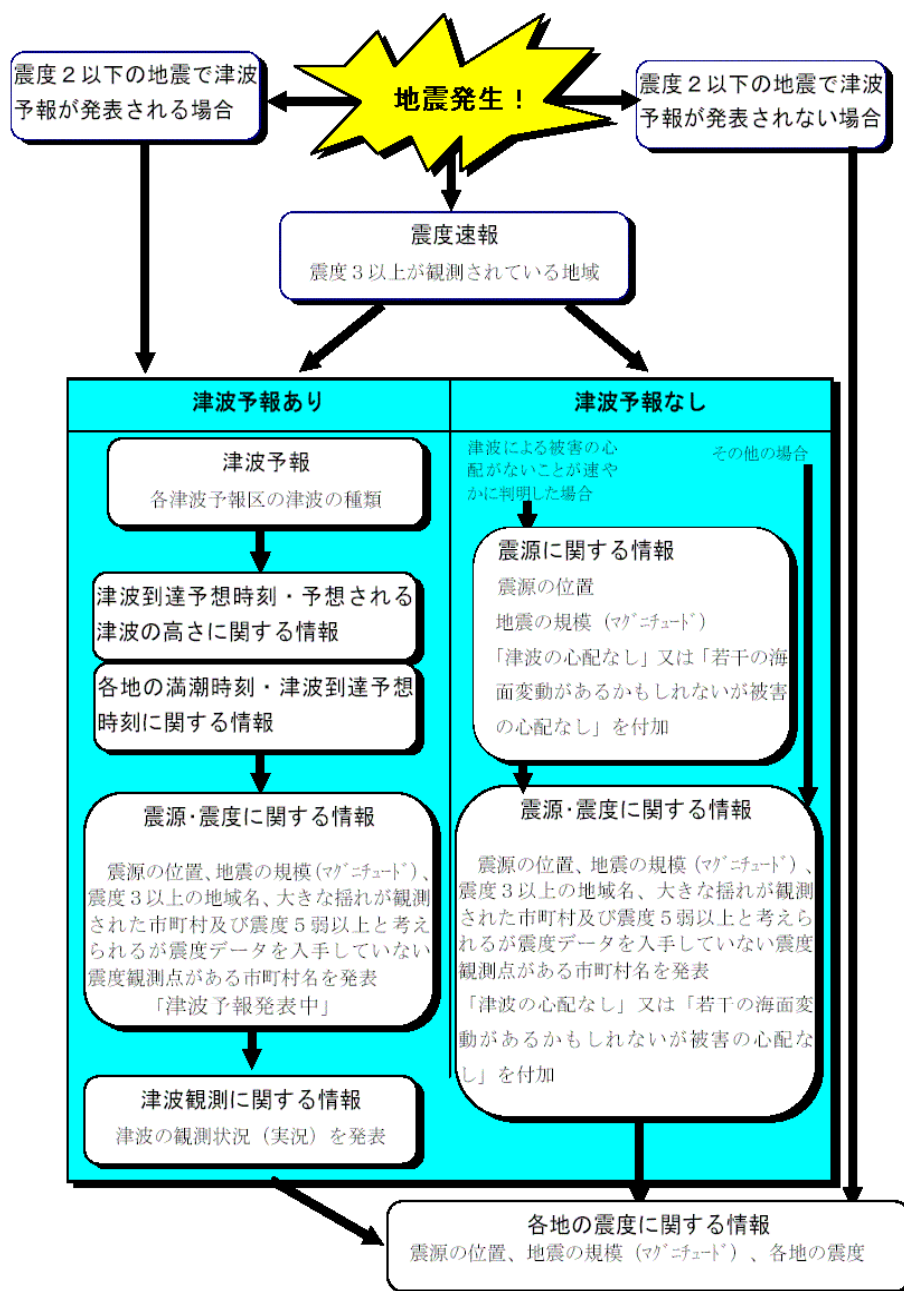
勧告等の発令モデル基準について検討

発令モデル化する前に

岡山県津波浸水想定図について

- ・ 東南海・南海地震が同時発生した場合（マグニチュード8.6程度）
- ・ 大潮の満潮時（年間で最も潮位の高いとき）
- ・ 防潮堤や河川堤防などが、地震の揺れや液状化による被害を受け、すべて機能しない場合
- ・ 地震発生から約2時間後に津波の第1波が岡山県へ到達する

気象台からの津波に関する情報について（気象庁HPより抜粋）



①予報・情報の種類

予報・情報の種類	内 容
津波予報	津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報（津波注意）を 発表 <⇒下表②>
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

②津波予報の種類

予報の種類	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	津波注意 高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

検討結果

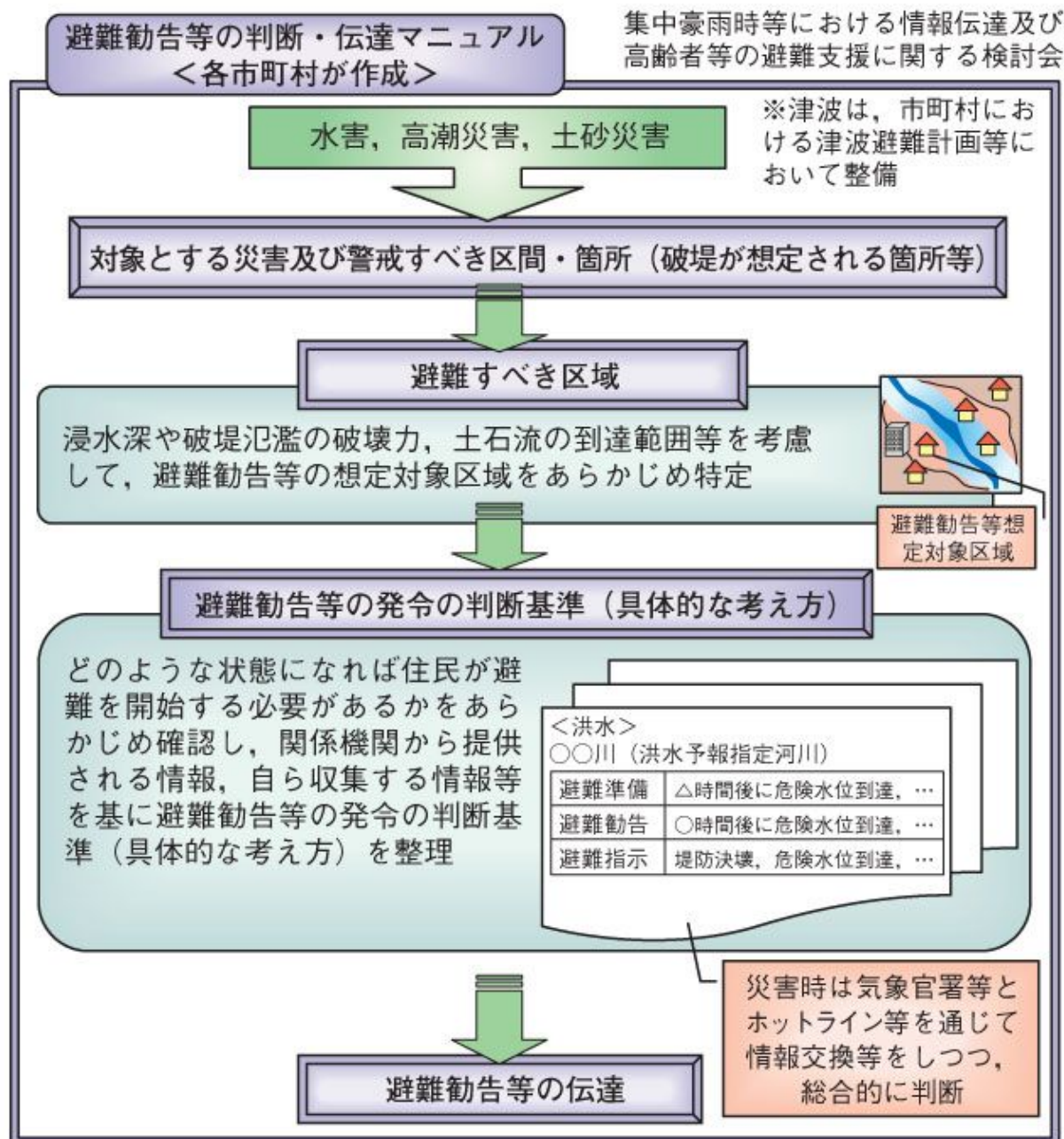
津波災害の避難勧告等の発令判断モデル

	勧告等の発令基準	勧告等の解除基準
対象地区	平成17年岡山県津波浸水想定図の津波が到達する区域のうち、避難の必要な区域	
避難準備情報	なし	
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合 気象台から津波警報の通知を受けた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関の放送等により津波警報の解除を認知した場合 気象台から津波警報解除通知を受けた場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 強い地震を感じたとき又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じ避難が必要と認める場合 市町村長自らが津波警報をした場合 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長自らが発令した津波警報を解除した場合
留意点	気象台からの津波注意報発表は、勧告等発令基準対象外	

ー 第4章 土砂災害 ー

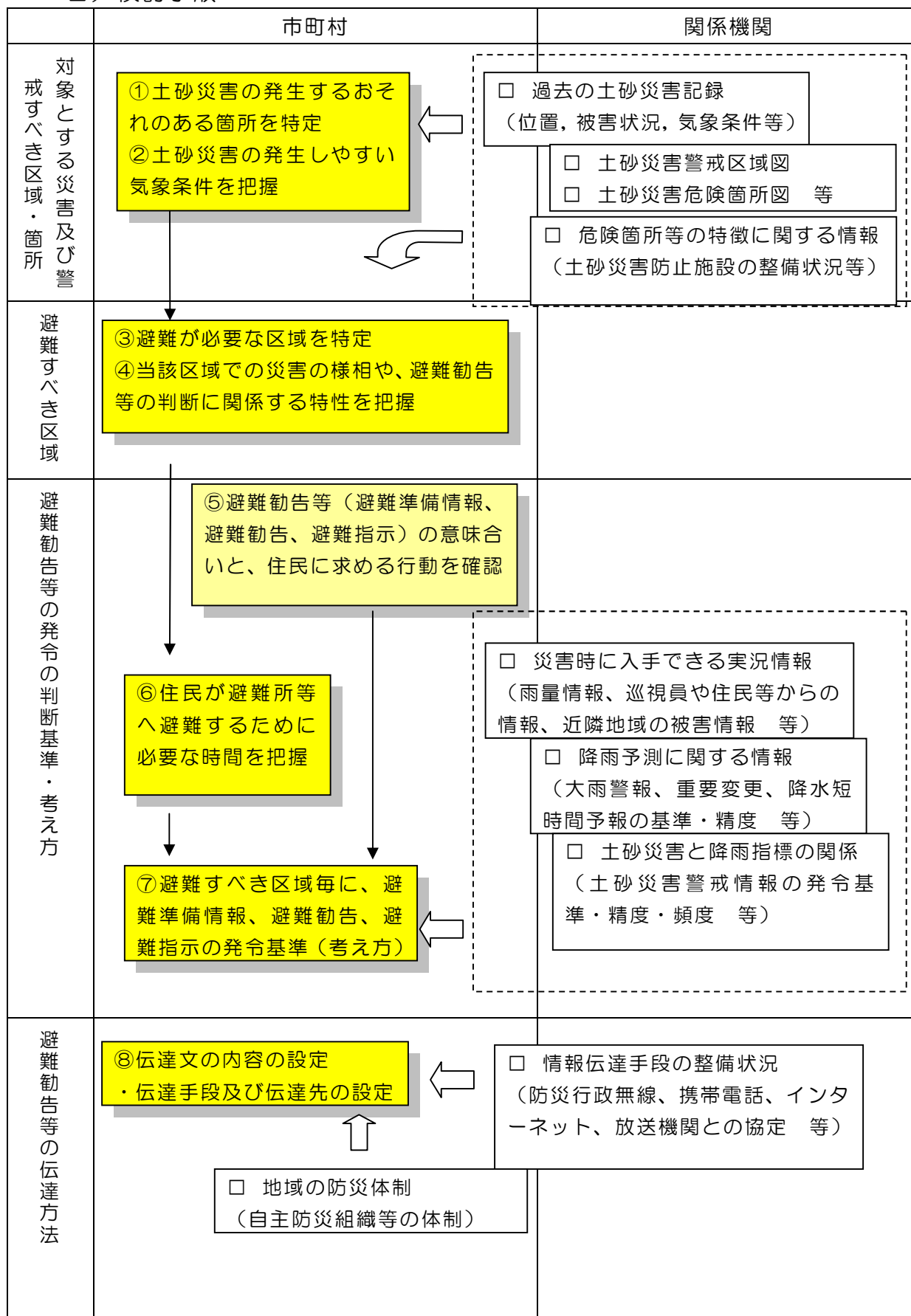
1. 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの概要

1) 概要図



本ガイドラインを基に，市町村は上記マニュアルを作成することが必要。国は，都道府県とともにモデル的な取組み等を実施しつつ，市町村等のマニュアル作成を促進する環境づくりに取り組むことが必要

2) 検討手順



上記①から⑦の検討手順について次ページから詳細に検討した。

2. 検討手順の検討結果

①土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定

土砂災害危険箇所図、土砂災害警戒区域図、過去の災害記録等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する箇所等を特定すること。

- ・ 地形や地質から、土石流、がけ崩れ等の発生しやすい箇所を把握するとともに、過去の記録から、どの程度の雨量になれば土石流等の発生の危険があるかを把握すること。
- ・ 過去に発生した土砂災害の種類とそのときの降雨状況、被災状況等を整理する際は、その周辺地域の状況も把握すること。

【参考とすべき情報と入手先】

分類	代表的な情報	説明	入手先
土砂災害履歴	土砂災害の記録	過去に発生した土砂災害の被災範囲や被害状況や気象状況の記録	地方整備局等 県 市町村 気象台
土砂災害想定	土砂災害警戒区域等の位置図及び区域図	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）を表示した地図	県 市町村
	土砂災害警戒区域等に係る保全対象に関する資料	土砂災害警戒区域等内の人家戸数あるいは世帯数	県 市町村
	土砂災害危険箇所图等	土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所。それぞれに対する想定被害区域を含む。）、山地災害危険地を表示した地図	県
	土砂災害危険箇所に係る保全対象に関する資料	土砂災害危険箇所の想定被害区域内の人家戸数あるいは世帯数	県 市町村

②土砂災害の発生しやすい気象条件を把握

参考資料 災害時に入手できる実況情報 参照

③避難が必要な区域を特定

土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難勧告等の想定対象区域をあらかじめ定めること。

- ・ 避難すべき区域の特定に当たっては、**土砂災害警戒区域**（土砂災害警戒区域が未設定の地域では**土砂災害危険箇所**）を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）をあらかじめ設定すること。その際、河川等の浸水予想区域、土砂災害警戒区域、避難路等の被災による孤立化が懸念される区域、自主防災組織や町内会、避難施設の状況等を勘案して設定すること。

〈注意事項〉

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署等と市町村との間で、相互に情報交換すること。
- ・ 「避難すべき区域」は、過去の被害の記録や被害想定などを踏まえて策定されるが、自然現象のため不測の事態等も想定される。市町村は、実際の災害における事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

④当該区域での災害の様相や、避難勧告等の判断に係る特性を把握

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要である。したがって、下記の点を避難行動についての基本的な考え方とする。

- ・ 要援護者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- ・ 道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- ・ 真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択 ※

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

これらを踏まえつつ、市町村が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の策定作業を進めるに当たっては、各種災害の特性を十分踏まえておくことが重要である。

○ 土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、**降雨指標**に基づく土砂災害発生危険度予測を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、**降雨指標**による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は、前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある。そのため市町村は、**降雨指標**に基づく土砂災害発生予測のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難勧告等を速やかに周知・伝達する必要がある。

避難に際して、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- ・ 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避

けることなどに留意すること。

- ・ 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

【降雨指標】

土砂災害発生のおそれの見当をつけるための目印で、降雨に関するもの。
実雨量、実効雨量、土壌雨量指数等がある。

⑤避難勧告等の意味合いと住民に求める行動を確認

どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかをあらかじめ認識し、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）を整理すること。

	発生時の状況	住民に求める行動
避難準備 （要援護者避難） 情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援活動を開始） ・ 上記外の者は、家族等との連絡、非常用所持品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難活動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、近隣の堅牢な構造物の2階等に避難することもある。

なお、判断基準（具体的な考え方）の策定にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 判断基準（具体的な考え方）については、できるだけ具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うものとすること。
- ・ 住民が避難するためには、避難勧告等を市町村から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の伝達手

法の整備状況や避難所等の位置等から、必要な時間を把握すること。

- ・ 土砂災害について、関係機関からどのような情報が、どのような時に出され、どのような意味を持つのかを十分確認すること。
- ・ 次項⑥避難勧告等の発令の参考となる情報は、一般的に避難勧告等の判断の根拠となることが想定されるものである。市町村は、地域特性や関係機関からの具体的な情報内容を踏まえ、必要な情報・項目を追加しつつ具体的に選定すること。

〈注意事項〉

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署等と砂防関係機関との間で、相互に情報交換すること。
- ・ 市町村は、関係機関との情報交換を密に行い、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行うこと。

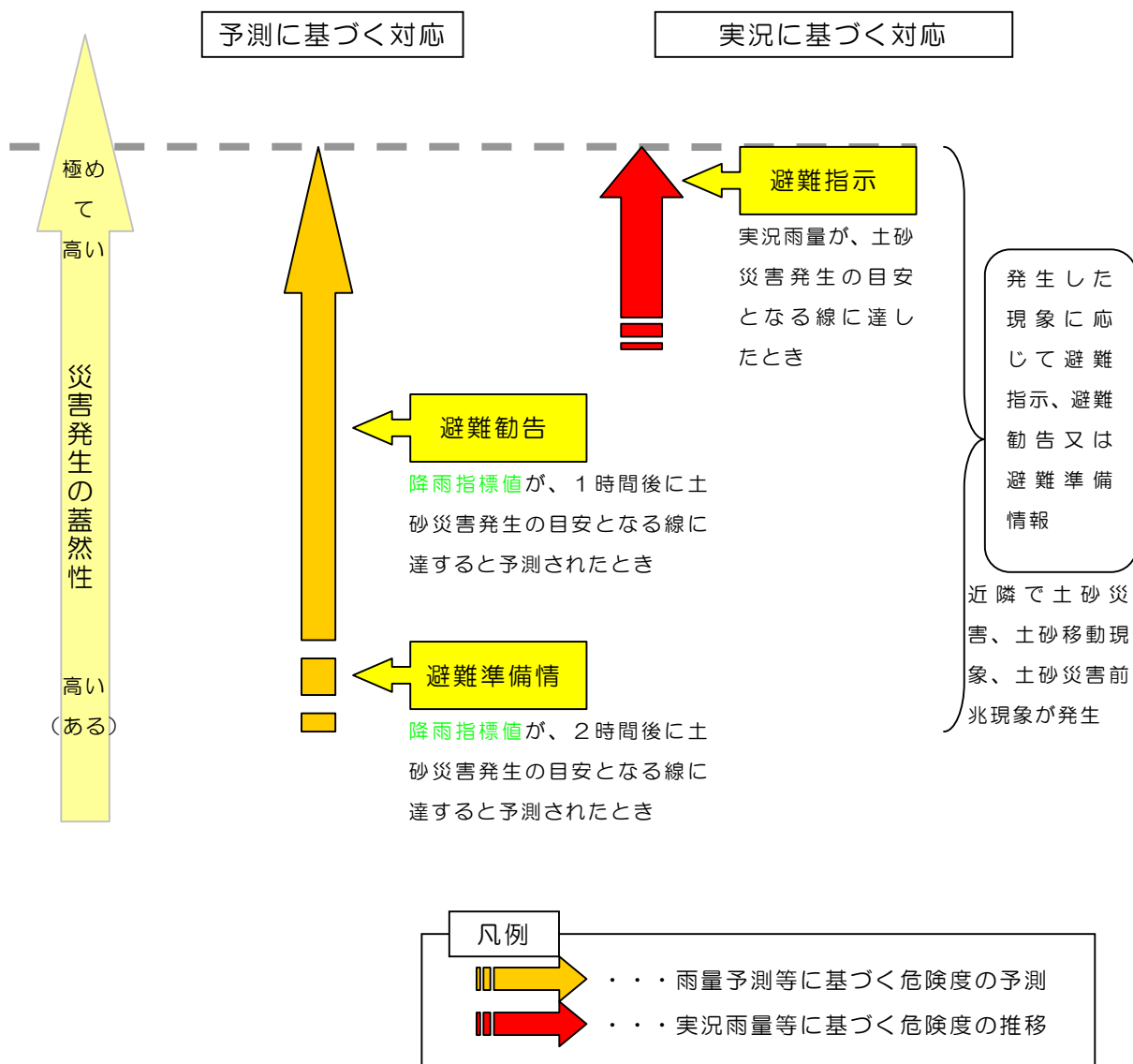
⑥住民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握

- ・ 避難勧告等の発令に当たり、参考とすべき時間は下記のとおりであるが、具体の発令に当たっては、大雨時の避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、溪流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するべき

	参考とすべき情報
避難準備 (要援護者情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）の発見 ・ 降雨指標値が、<u>2時間後</u>（※1）に「土砂災害発生の目安となる線」（※2）に到達すると予想される <p>※1 災害時要援護者の避難に要する時間内で、降雨予測がある程度の精度で確保できる時間</p> <p>※2 土砂災害発生の危険性を評価する降雨指標を定め、過去の土砂災害記録や降雨の特徴を用いて設定したもの</p>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）の発見 ・ 降雨指標値が、<u>1時間後</u>（※3）に「土砂災害発生の目安となる線」に到達すると予測される <p>※3 避難に要する時間内で、降雨予測が一定の精度を確保できる時間</p>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣で土砂災害が発生 ・ 近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見 ・ 現在の降雨指標値が「土砂災害の発生の目安となる線」に到達

- ・ 「土砂災害発生の目安となる線」は、県が、発現頻度、予測精度を勘案し、气象台や市町村と十分な情報交換を行った上で設定する。
- ・ 既存の大雨注警報や、新たに運用を開始する土砂災害警戒情報をこれらと関連づける方向で検討する必要がある。
- ・ また、これらの情報の入手方法、経路についても明確にしておく必要がある。
- ・ なお、上記表は土砂災害のうち土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定したものであり、大規模崩壊や地すべりについては個別状況に応じて別途検討するものとする。
- ・ 上記表に関して、「土砂災害発生の目安となる線」等の意味と、これらの情報を用いた避難勧告等発令のイメージを、次図に示す。

【土砂災害に対する避難勧告等の発令イメージ】



⑦避難すべき区域毎に、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準の考え方を策定

- ・ 下記については、避難勧告等の発令に当たり、参考とすべき情報であり、具体的な発令に当たっては、大雨時の避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、溪流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するべき

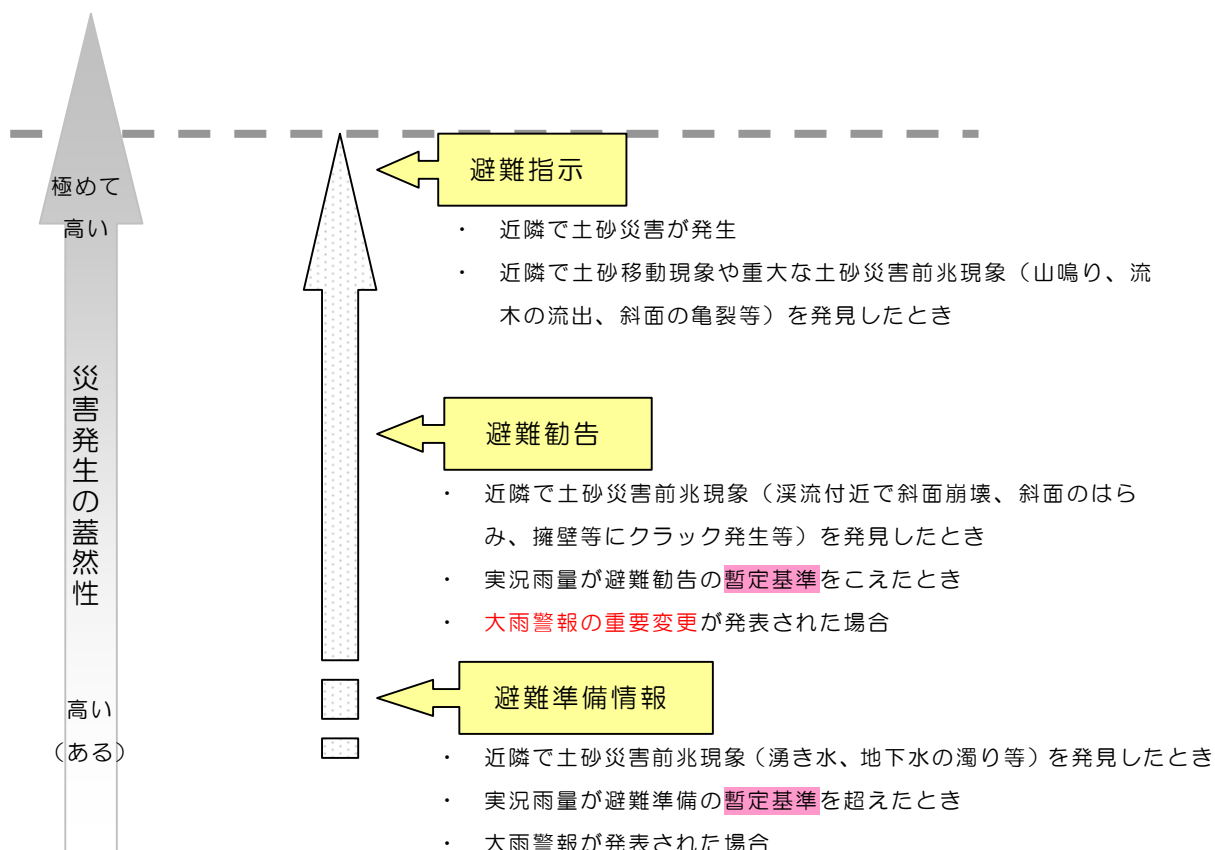
<p>避難準備（要 援護者）情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）の発見 ・ 降雨が、次の状況にあるとき 【避難準備暫定基準例】 <table border="1" data-bbox="459 667 1262 925"> <tr> <td>前日までの連続雨量が100mm以上あった場合</td> <td>前日までの連続雨量が40～100mmあった場合</td> <td>前日までの降雨がない場合</td> </tr> <tr> <td>当日の日雨量が50 mmを超えたとき</td> <td>当日の日雨量が80 mmを超えたとき</td> <td>当日の日雨量が100 mmを超えたとき</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報が発表された場合 	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が50 mmを超えたとき	当日の日雨量が80 mmを超えたとき	当日の日雨量が100 mmを超えたとき
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合					
当日の日雨量が50 mmを超えたとき	当日の日雨量が80 mmを超えたとき	当日の日雨量が100 mmを超えたとき					
<p>避難勧告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）の発見 ・ 降雨が、次の状況にあるとき 【避難勧告の暫定基準例】 <table border="1" data-bbox="459 1193 1262 1626"> <tr> <td>降雨が、次の状況にあるとき前日までの連続雨量が100mm 以上あった場合</td> <td>前日までの連続雨量が40～100mmあった場合</td> <td>前日までの降雨がない場合</td> </tr> <tr> <td>当日の日雨量が50 mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき</td> <td>当日の日雨量が80 mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき</td> <td>当日の日雨量が100 mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報の重要変更が発表された場合 	降雨が、次の状況にあるとき前日までの連続雨量が100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が50 mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき	当日の日雨量が80 mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき	当日の日雨量が100 mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき
降雨が、次の状況にあるとき前日までの連続雨量が100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合					
当日の日雨量が50 mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき	当日の日雨量が80 mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき	当日の日雨量が100 mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき					
<p>避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣で土砂災害が発生 ・ 近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見 						

- ・ また、これらの情報の入手方法、経路についても明確にしておく必要がある。

〈注意事項〉

土砂災害警戒情報など新たな判断基準となる情報の提供等が示された場合は、適宜これらと関連づけること。

【土砂災害に対する避難勧告等の発令イメージ】



避難勧告等の判断・伝達マニュアル（記載例）

1. 対象とすべき災害及び区域・箇所

1) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の数

- ・ 土石流危険溪流 ○○箇所
 (うち土砂災害警戒区域指定あり △箇所)
 (うち土砂災害特別警戒区域指定あり ×箇所)
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所 ○○箇所
 (うち土砂災害警戒区域指定あり △箇所)
 (うち土砂災害特別警戒区域指定あり ×箇所)
- ・ 地すべり危険箇所 ○○箇所
 (うち土砂災害警戒区域指定あり △箇所)
 (うち土砂災害特別警戒区域指定あり ×箇所)
- ・ 山地災害危険地 ○○箇所

2) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の分布

- ・ ○○山の南側山麓部には、土石流危険溪流や急傾斜地崩壊危険箇所が多い
- ・ □□町の山間部には、土石流危険溪流が多く、過去にも土砂災害が発生
- ・ ○○町△△団地付近の丘陵地には、急傾斜地崩壊危険箇所が多く平成××年梅雨前線豪雨では多数の

土砂災害が発生

- ・ △△町の山間部は、地すべり危険箇所が集中

3) 土砂災害の発生しやすい気象条件

- ・ 過去の災害実績では、総雨量〇〇mm を超えたり、時間雨量△△mm を超えると土砂災害が多発する傾向がある。

【図】警戒すべき区域・箇所

(土砂災害危険箇所、山地災害危険地、土砂災害(特別)警戒区域、過去の土砂災害発生箇所等の位置を図示したもの)

箇所図等を添付

2. 避難すべき区域

【区域設定上の留意点】

- ・ 「避難すべき区域」は、過去の被害の記録や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態なども想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- ・ 「避難すべき区域」特定の際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があること、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は、次表のとおりである。

避難区域(避難勧告等の発令単位)	対象地区(土砂災害危険箇所等单位)	災害の様相	備考
〇〇山南麓部	〇〇地区	がけ崩れ、土石流	警戒区域あり
	××地区	がけ崩れ	
	△△地区	土石流	〇△病院
(以下続く)			

【図】避難すべき区域(土砂災害)

(避難区域(避難勧告等の発令単位)の範囲を示したもの)

区域図を添付

3. 避難勧告等の発令の判断基準(具体的な考え方)

避難勧告等の発令の判断基準(具体的な考え方)は下表のとおりとであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関と連絡を密に行いつつ、近隣で災害や前兆情報が発生していないか等、広域的な情報把握に努めること。
- ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行うこと。
- ・ 土砂災害警戒情報など新たな判断基準となる情報の提供等が示された場合は、適宜これらと関連づけること。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

【避難勧告等の具体的暫定基準例】

区域名	〇〇山南麓部	
対象地区	〇〇地区、△△地区、××地区 □□地区・・・	
避難準備（要 援護者避難） 情報	下記情報をもとに総合的に判断する。 ・ 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）の発見 ・ 雨量が避難準備雨量の暫定基準例を超えた場合 ・ 大雨警報が発表された場合 その他水防本部長等が必要と認めたとき	
避難勧告	下記情報をもとに総合的に判断する。 ・ 近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）の発見 ・ 雨量が避難勧告の暫定基準例を超えた場合 ・ 大雨警報の重要変更が発表された場合 その他水防本部長等が必要と認めたとき	
避難指示	下記情報から判断する。 ・ 近隣で土砂災害が発生 ・ 近隣で土砂移動現象や重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）の発見 その他水防本部長等が必要と認めたとき	

【情報の入手先・入手方法】

資料編 参照

□ 土砂災害に対する避難等の暫定基準例

前日までの雨量	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
区分			
避難準備（要援護者避難）情報	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
避難勧告	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき

・ 土砂災害警戒情報など新たな判断基準となる情報の提供等が示された場合は、適宜見直すこと。

⑧伝達文の内容の設定

避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけられるように、避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、チェックリストとともに定めておく

避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難活動に結びつけられるように、市町村は避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先を具体的に策定しておくこと。「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」においては、これら連絡系統図のうち市町村長が実施の有無を確認すべきポイントについて、チェックリストとともに記載しておくこと。併せて、避難勧告等の伝達文の例文・ひな形等も記載しておくこと。なお、市町村は、都道府県が開催する検討会等を通じて、放送機関等とともに、災害対応事例を基に、災害時における情報伝達のあり方や改善すべき点についての相互理解を深めていくことが必要である。

(1) 避難勧告等の伝達内容

伝達内容については、以下の項目や地域特性に応じたその他の項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理しておくこと。

〈伝達内容例〉

- ・ 発令日時
- ・ 発令者
- ・ 対象地域及び対象者
- ・ 避難すべき理由
- ・ 危険の度合い
- ・ 「避難準備（要援護者避難）情報」「避難勧告」「避難指示」の別
- ・ 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- ・ 避難場所
- ・ 避難の経路（あるいは通行できない経路）
- ・ 住民のとるべき行動や注意事項（例：「近所に声をかけながら避難して下さい」）
- ・ 本件担当者、連絡先

(2) 避難勧告等の伝達手段・伝達先

伝達手段については、避難勧告等の種類ごとに、以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせる具体的に定めておくこと。

- ・ 防災行政無線（同報系）を利用して対象地域の住民全般に伝達（避難勧告と避難指示についてはサイレンの吹鳴を併用）
- ・ 市町村広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達
- ・ 消防団、警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼（あらかじめ、消防団、警察による伝達方法を確認しておく必要あり。）
- ・ 自主防災組織の会長等の協力を得て組織的な伝達体制に基づき、市町村からの連絡先（自主防災組織の会長等）への防災行政無線（同報系・戸別受信機）、電話、FAX、携帯電話メール等による伝達
- ・ 災害時要援護者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（FAXや携帯電話メールの活用を含む）

- ・ 自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声かけ
- ・ ホームページ等に掲載して、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
- ・ テレビ・ラジオ等の放送機関への伝達（資料編参照）

一参考資料（河川・高潮・津波）一

第1 避難勧告等の発令の判断材料となる情報

1. 参考とすべき情報と入手先（ガイドライン抜粋）

	分類	代表的な情報名	説明	入手先
水害	浸水実績	浸水実績図(図2)	過去に浸水実績があった区域を表示したもの	地方整備局等 都道府県 市町村
		水害時の航空写真(図3)	水害時に撮影された航空写真	地方整備局 都道府県
		過去の被害が発生した洪水等について、河川の水位や気象の状況についても把握する。(図4)		地方整備局 都道府県 气象台
	浸水想定	浸水想定区域図(図5)	水防法に基づき、洪水予報河川で作成された地図	地方整備局等 都道府県
		治水地形分類図(図6)	直轄河川氾濫域で土地条件図を河川用に特化した地図	地方整備局等 国土地理院
		水害地形分類図	水害と地形の関係に注目して地形分類を行った地図	早稲田大学出版部
施設整備状況	河川管理施設の整備状況	重要水防箇所や堤防整備の状況、あるいは水門、樋門、樋管の位置及び状況等	地方整備局等 都道府県	
高潮災害	高潮実績	高潮災害の記録	過去に発生した高潮による浸水区域や気象状況の記録	地方整備局等 都道府県 市町村 气象台
	高潮想定	高潮想定浸水区域図	想定最大台風などの気象条件を想定した場合の、高潮による浸水区域や浸水開始時刻等を表示した地図	地方整備局等 都道府県
	施設整備状況	海岸保全施設等の整備状況	海岸堤防や漁港・港湾施設等の整備状況	海岸管理者、漁港管理者、港湾管理者

ガイドラインにおいて、上記表の情報を入手し、避難勧告等の発令判断時の参考とすることとなっている。

県・市町村防災研究協議会では、モデル基準の策定に先立ち、岡山県内において市町村の勧告等発令判断の参考になる情報を、上記表の①事前に提供されている情報と、②災害時に提供される実況情報に分けて整理した。

2. 岡山県内で事前に提供されている情報① 平成18年2月現在

参考情報	情報発信者		気象庁 岡山地方気象台		
	代表的な情報		過去災害時の気象	過去高潮災害時の気象	過去高潮災害時の潮位観測(宇野港)
	情報提供方法		公開	公開	公開
	経由先		閲覧及びインターネット	閲覧及びインターネット	閲覧及びインターネット
勧告等の発令判断者	区域	市町村名			
	岡山地域	1 岡山市	○	○	○
		2 玉野市	○	○	○
		3 瀬戸内市	○	○	○
		4 建部町	○		
		5 吉備中央町	○		
	東備地域	6 備前市	○	○	○
		7 赤磐市	○		
		8 瀬戸町	○		
		9 佐伯町	○		
		10 和気町	○		
	倉敷地域	11 倉敷市	○	○	○
		12 総社市	○		
		13 早島町	○		
	井笠地域	14 井原市	○		
		15 笠岡市	○	○	○
		16 金光町	○		
		17 鴨方町	○		
		18 寄島町	○	○	○
		19 里庄町	○		
		20 矢掛町	○		
	高梁地域	21 高梁市	○		
	新見地域	22 新見市	○		
	真庭地域	23 真庭市	○		
		24 新庄村	○		
	津山地域	25 津山市	○		
		26 久米南町	○		
		27 美咲町	○		
		28 鏡野町	○		
	勝英地域	29 美作市	○		
		30 西粟倉村	○		
		31 勝央町	○		
32 奈義町		○			

2. 岡山県内で事前に提供されている情報② 平成18年2月現在

参考情報	情報発信者		岡 山 県				
			総務部 危機管理課	農林水産部 耕地課	土木部 河川課		
	代表的な情報		津波浸水 予想図	農林 海岸 位置図	浸水想定 区域図	河川管理施 設整備状況	海岸保全施 設整備状況
	情報提供方法		公開	公開	公開		
	経由先		閲覧及び インターネット	閲覧	閲覧及び インターネット		
勧告等の発令判断者	区域	市町村名					
	岡山 地域	1 岡山市	○	○	○	○	○
		2 玉野市	○	○		○	○
		3 瀬戸内市	○	○		○	○
		4 建部町				○	
		5 吉備中央町				○	
	東備 地域	6 備前市	○	○		○	○
		7 赤磐市			○	○	
		8 瀬戸町			○	○	
		9 佐伯町				○	
		10 和気町				○	
	倉敷 地域	11 倉敷市	○		○	○	○
		12 総社市			○	○	
		13 早島町	○			○	
	井笠 地域	14 井原市				○	
		15 笠岡市	○	○		○	○
		16 金光町				○	
		17 鴨方町				○	
		18 寄島町	○			○	○
		19 里庄町				○	
		20 矢掛町				○	
	高粱 地域	21 高粱市				○	
	新見 地域	22 新見市				○	
	真庭 地域	23 真庭市				○	
		24 新庄村				○	
	津山 地域	25 津山市				○	
		26 久米南町				○	
		27 美咲町				○	
		28 鏡野町				○	
	勝英 地域	29 美作市				○	
		30 西粟倉村				○	
		31 勝央町				○	
32 奈義町					○		

3. 岡山県内で災害時に提供される実況情報① 平成18年2月現在

参考情報		情報発信者		気象庁 岡山地方気象台			
		発信する情報		一般洪水予報			
				(大雨、) 洪水警報	台風情報 岡山県 気象情報	記録的短時間 大雨情報	解析雨量・降水短 時間予報
		(大雨、) 洪水注意報					
情報提供方法		防災情報提供 装置及びイン ターネット	防災情報提供 装置及びイン ターネット	防災情報提供装 置及びインター ネット	防災情報提供装置 及びインターネッ ト		
経由先		防災行政無線 FAX	防災行政無線 FAX	防災行政無線 FAX	防災行政無線 FAX		
勧告等の 発令判断者	区域	市町村					
	岡山 地域	1	岡山市	○	○	○	○
		2	玉野市	○	○	○	○
		3	瀬戸内市	○	○	○	○
		4	建部町	○	○	○	○
		5	吉備中央町	○	○	○	○
	東備 地域	6	備前市	○	○	○	○
		7	赤磐市	○	○	○	○
		8	瀬戸町	○	○	○	○
		9	佐伯町	○	○	○	○
		10	和気町	○	○	○	○
	倉敷 地域	11	倉敷市	○	○	○	○
		12	総社市	○	○	○	○
		13	早島町	○	○	○	○
	井笠 地域	14	井原市	○	○	○	○
		15	笠岡市	○	○	○	○
		16	金光町	○	○	○	○
		17	鴨方町	○	○	○	○
		18	寄島町	○	○	○	○
		19	里庄町	○	○	○	○
		20	矢掛町	○	○	○	○
	高梁 地域	21	高梁市	○	○	○	○
	新見 地域	22	新見市	○	○	○	○
	真庭 地域	23	真庭市	○	○	○	○
		24	新庄村	○	○	○	○
	津山 地域	25	津山市	○	○	○	○
		26	久米南町	○	○	○	○
		27	美咲町	○	○	○	○
		28	鏡野町	○	○	○	○
	勝英 地域	29	美作市	○	○	○	○
		30	西粟倉村	○	○	○	○
		31	勝央町	○	○	○	○
32		奈義町	○	○	○	○	

※気象台の発表する注意報・警報、気象情報は県内の全市町村に伝達されます。

3. 岡山県内で災害時に提供される実況情報② 平成18年2月現在

参考情報	情報発信者		気象庁 岡山地方気象台				
	発信する情報		一般洪水予報		河川洪水予報（河川管理者と共同）		
			レーダー・降水ナウキャスト	雨量計観測値（アメダス）	吉井川、金剛川	旭川、百間川	高梁川、小田川
	情報提供方法		防災情報提供装置及びインターネット	防災情報提供装置及びインターネット	防災情報提供装置及びインターネット	防災情報提供装置及びインターネット	防災情報提供装置及びインターネット
経由先		防災情報システム	防災情報システム	防災行政無線FAX	防災行政無線FAX	防災行政無線FAX	
勧告等の発令判断者	区域	市町村					
	岡山地域	1 岡山市	○	○		○	
		2 玉野市	○	○			
		3 瀬戸内市	○	○	○		
		4 建部町	○	○			
		5 吉備中央町	○	○			
	東備地域	6 備前市	○	○	○		
		7 赤磐市	○	○	○		
		8 瀬戸町	○	○	○		
		9 佐伯町	○	○	○		
		10 和気町	○	○	○		
	倉敷地域	11 倉敷市	○	○			○
		12 総社市	○	○			○
		13 早島町	○	○			
	井笠地域	14 井原市	○	○			
		15 笠岡市	○	○			
		16 金光町	○	○			
		17 鴨方町	○	○			
		18 寄島町	○	○			
		19 里庄町	○	○			
		20 矢掛町	○	○			
	高梁地域	21 高梁市	○	○			
	新見地域	22 新見市	○	○			
	真庭地域	23 真庭市	○	○			
		24 新庄村	○	○			
	津山地域	25 津山市	○	○			
		26 久米南町	○	○			
		27 美咲町	○	○			
		28 鏡野町	○	○			
	勝英地域	29 美作市	○	○			
		30 西粟倉村	○	○			
		31 勝央町	○	○			
32 奈義町		○	○				

※気象台の発表する注意報・警報、気象情報は県内の全市町村に伝達されます。

3. 岡山県内で災害時に提供される実況情報③ 平成18年2月現在

参考情報		情報発信者		気象庁 岡山地方気象台		
		発信する情報		高潮警報 高潮注意報	台風情報 岡山県気象情報	潮位観測 (宇野港)
		情報提供方法		防災情報提供装置 及びインターネット	防災情報提供装置及 びインターネット	インターネット
		経由先		防災行政無線 FAX	防災行政無線 FAX	
勧告等の 発令判断者	区域	市町村				
	岡山 地域	1	岡山市	○	○	○
		2	玉野市	○	○	○
		3	瀬戸内市	○	○	○
		4	建部町			
		5	吉備中央町			
	東備 地域	6	備前市	○	○	○
		7	赤磐市			
		8	瀬戸町			
		9	佐伯町			
	倉敷 地域	10	和気町			
		11	倉敷市	○	○	○
		12	総社市			
	井笠 地域	13	早島町			
		14	井原市			
		15	笠岡市	○	○	○
		16	金光町			
		17	鴨方町			
		18	寄島町	○	○	○
	高梁 地域	19	里庄町			
		20	矢掛町			
	高梁 地域	21	高梁市			
	新見 地域	22	新見市			
	真庭 地域	23	真庭市			
		24	新庄村			
	津山 地域	25	津山市			
		26	久米南町			
		27	美咲町			
		28	鏡野町			
	勝英 地域	29	美作市			
		30	西粟倉村			
		31	勝央町			
32		奈義町				

※気象台の発表する注意報・警報、気象情報は県内の全市町村に伝達されます。

3. 岡山県内で災害時に提供される実況情報④ 平成18年2月現在

参考情報	情報発信者		気象庁 気象台の発表する津波予報・津波情報、地震情報は県内の全市町村に伝達されます			
			津波予報	津波情報	地震情報	
	発信する情報		津波警報 大津波	津波の到達予想時刻及び津波の高さに関する情報	※震度速報 震源に関する情報 震源・震度に関する情報	
			津波警報 津波	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	各地の震度に関する情報	
			津波注意報	津波観測に関する情報	地震回数に関する情報	
情報提供方法		防災情報提供装置及びインターネット	防災情報提供装置及びインターネット	防災情報提供装置及びインターネット	防災情報提供装置	
経由先		防災行政無線 FAX	防災行政無線 FAX	防災行政無線 FAX	防災行政無線 FAX	
勧告等の発令判断者	区域	市町村				
	岡山地域	1 岡山市	○	○	○	○
		2 玉野市	○	○	○	○
		3 瀬戸内市	○	○	○	○
		4 建部町				
		5 吉備中央町				
	東備地域	6 備前市	○	○	○	○
		7 赤磐市				
		8 瀬戸町				
		9 佐伯町				
		10 和気町				
	倉敷地域	11 倉敷市	○	○	○	○
		12 総社市				
		13 早島町				
	井笠地域	14 井原市				
		15 笠岡市	○	○	○	○
		16 金光町				
		17 鴨方町				
		18 寄島町	○	○	○	○
		19 里庄町				
		20 矢掛町				
	高梁	21 高梁市				
	新見	22 新見市				
	真庭地域	23 真庭市				
		24 新庄村				
	津山地域	25 津山市				
		26 久米南町				
		27 美咲町				
		28 鏡野町				
	勝英地域	29 美作市				
		30 西粟倉村				
		31 勝央町				
32 奈義町						

3. 岡山県内で災害時に提供される実況情報⑤ 平成18年2月現在

参考情報		情報発信者		岡山県			
		発信する情報		洪水予報 笹瀬川・足守川 (气象台と共同)		水防指令	水防警報 (河川)
		情報提供方法		防災情報 提供装置	防災情報 提供装置	防災行政無線 FAX	FAX等
		経由先		防災行政無線 FAX	防災行政無線 FAX		
勧告等の 発令判断者	区域	市町村					
	岡山 地域	1	岡山市	○	○	○	○
		2	玉野市			○	
		3	瀬戸内市			○	
		4	建部町			○	
		5	吉備中央町			○	
	東備 地域	6	備前市			○	
		7	赤磐市			○	○
		8	瀬戸町			○	
		9	佐伯町			○	○
		10	和気町			○	○
	倉敷 地域	11	倉敷市	○	○	○	○
		12	総社市			○	
		13	早島町			○	
	井笠 地域	14	井原市			○	○
		15	笠岡市			○	○
		16	金光町			○	
		17	鴨方町			○	
		18	寄島町			○	
		19	里庄町			○	
		20	矢掛町			○	○
	高粱 地域	21	高粱市			○	
	新見 地域	22	新見市			○	
	真庭 地域	23	真庭市			○	
		24	新庄村			○	
	津山 地域	25	津山市			○	○
		26	久米南町			○	
		27	美咲町			○	○
		28	鏡野町			○	
	勝英 地域	29	美作市			○	
		30	西粟倉村			○	
		31	勝央町			○	
32		奈義町			○		

3. 岡山県内で災害時に提供される実況情報⑥ 平成18年2月現在

参考情報	情報発信者		岡山県					
	発信する情報		水防警報 (海岸)	水位計の 情報	雨量計の 情報	特別警戒 水位(県)	沿岸ライブカメ ラ	
	情報提供方法		FAX等	インター ネット	インター ネット	FAX等	インターネット	
	経由先		防災行政 無線	防災情報 システム	防災情報 システム	防災行政 無線	岡山防災ナビ	
勧告等の 発令判断者	区域	市町村						
	岡山 地域	1	岡山市	○	14カ所	8カ所	○	○
		2	玉野市	○	1カ所	1カ所		○
		3	瀬戸内市	○	2カ所	2カ所		○
		4	建部町		2カ所	4カ所		
		5	吉備中央町		2カ所	2カ所		
	東備 地域	6	備前市	○	2カ所	3カ所		○
		7	赤磐市		1カ所	3カ所	○	
		8	瀬戸町		0カ所	1カ所		
		9	佐伯町		2カ所	0カ所	○	
		10	和気町		1カ所	1カ所	○	
	倉敷 地域	11	倉敷市	○	1カ所	3カ所	○	○
		12	総社市		0カ所	3カ所		
		13	早島町		0カ所	0カ所		
	井笠 地域	14	井原市		2カ所	4カ所	○	
		15	笠岡市	○	1カ所	3カ所	○	○
		16	金光町		1カ所	1カ所		
		17	鴨方町		0カ所	0カ所		
		18	寄島町	○	0カ所	1カ所		○
		19	里庄町		0カ所	0カ所		
		20	矢掛町		1カ所	1カ所	○	
	高梁 地域	21	高梁市		5カ所	8カ所		
	新見 地域	22	新見市		9カ所	11カ所		
	真庭 地域	23	真庭市		7カ所	11カ所		
		24	新庄村		0カ所	1カ所		
	津山 地域	25	津山市		7カ所	9カ所	○	
		26	久米南町		0カ所	0カ所		
		27	美咲町		1カ所	1カ所	○	
		28	鏡野町		3カ所	4カ所		
	勝英 地域	29	美作市		4カ所	8カ所		
		30	西粟倉村		0カ所	1カ所		
		31	勝央町		1カ所	0カ所		
32		奈義町		0カ所	0カ所			

第2 情報伝達手段の整備状況

避難勧告等の発令には、迅速かつ確実に情報伝達できる手段を確立しておく必要がある。避難勧告の主な伝達手段は次のとおりである。

防災行政無線など

災害時要援護者をはじめ住民に対する避難勧告等の情報伝達を確実に行うためには、全戸に戸別受信機を設置することが理想である。しかし、戸別受信機は整備費が多額となることから安価な屋外拡声子局と戸別受信機を組み合わせたり、オフトークやCATVなどの活用により、効率的に避難情報が伝達できる体制を整備しておく必要がある。

オフトーク宅内装置

(宅内接続装置、スピーカー)を設置することにより、電話回線を利用して行政情報及び緊急情報等のお知らせを放送するものです。

CATV (ケーブルテレビ)

元々は電波が届きにくいような地域に地上波のテレビ放送を提供する目的で始められたもので、ケーブルテレビ局がテレビ放送を受信し各家庭にケーブルを使って配信する。行政情報などの情報伝達にも有効です。

広報車や消防車による広報

広報車や消防車による広報伝達は時間を要し、危険な地区への立ち入りが必要である。また、降雨時などに聞こえにくいというデメリットもある。

避難勧告等の発令から危険が迫ってくるまで長時間である高潮災害には利用可能であるが、河川や津波、土砂災害のように勧告から危険が迫るまでの時間が短い場合は、補助的手段としては活用できるが、他の手段を確立しておく必要がある。

組織的伝達体制の整備

自主防災組織や町内会への連絡網を構築しておくことは、避難勧告等の情報伝達と併せて要援護者対策としても有効である。通常時から訓練等を実施し連絡体制を確認しておくことが必要

放送事業者による放送

テレビやラジオ等からの災害情報の伝達はたいへん有効である。ただし、放送される内容は行政側の発表する内容のすべてが放送されるとは限らないことに留意しておく必要がある。避難勧告の場所、対象地区名のすべてが放送されない場合も考えられる。

県では、県と市町村及び放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時において市町村長が行う避難勧告、避難指示及び避難準備情報(以下「避難勧告等」という。)の発令が住民に迅速かつ適切に伝わるようにすることを目的として平成17年9月に岡山県避難勧告等情報伝達連絡会を設置したところである。

連絡会では、放送事業者への伝達方法等を申し合わせているので参考にされたい。P58~61

岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約

(目的)

第1条 岡山県避難勧告等情報伝達連絡会（以下「連絡会」という。）は、県、市町村及び放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時において市町村長が行う避難勧告、避難指示及び避難準備情報（以下「避難勧告等」という。）の発令が住民に迅速かつ適切に伝わるようにすることを目的とする。

(構成)

第2条 連絡会は、別表に掲げる機関をもって構成することとし、それぞれ委員及び連絡責任者を定めるものとする。

(会長)

第3条 連絡会に会長を置くものとし、岡山県総務部危機管理課長をもってあてる。

(会長の職務、権限等)

第4条 会長は連絡会を代表し、会務を統轄する。

(連絡会の開催)

第5条 連絡会は、会長が必要があると認めるときに開催する。

(会務)

第6条 連絡会は、第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。

- (1) 伝達する避難勧告等の内容
- (2) 市町村から放送事業者への情報伝達方法
- (3) 情報伝達に用いる様式
- (4) 関係者連絡先

(情報伝達の方法)

第7条 避難勧告等の伝達方法については別に定める。

(事務局)

第8条 連絡会の事務を処理するため、岡山県総務部危機管理課に事務局を置く。

(付則)

この規約は、平成17年9月20日から実施する。

避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約第7条に基づき、災害時の避難勧告等の情報伝達について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる情報)

第2条 対象となる情報(以下「情報」とする。)は次のとおりとする。

(1) 避難勧告、避難指示及び避難準備情報の発令

① 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第60条第1項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示の発令

② ①に準じて行う避難準備情報の発令

(2) 避難勧告、避難指示及び避難準備情報の解除

① 法第60条第4項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示の解除

② 上記①に準じて行う避難準備情報の解除

(情報の内容)

第3条 前条で定めた情報の内容は下記項目のとおりとする。

(1) 避難勧告、避難指示及び避難準備情報の発令

(2) 避難勧告、避難指示及び避難準備情報の解除

(3) 発表時間

(4) 対象地区

(5) 避難先(指定されている場合)

(伝達手段)

第4条 情報は別紙で定めた様式でFAXにより伝達することを原則とし、必要な場合はFAX送信について電話で確認することとする。

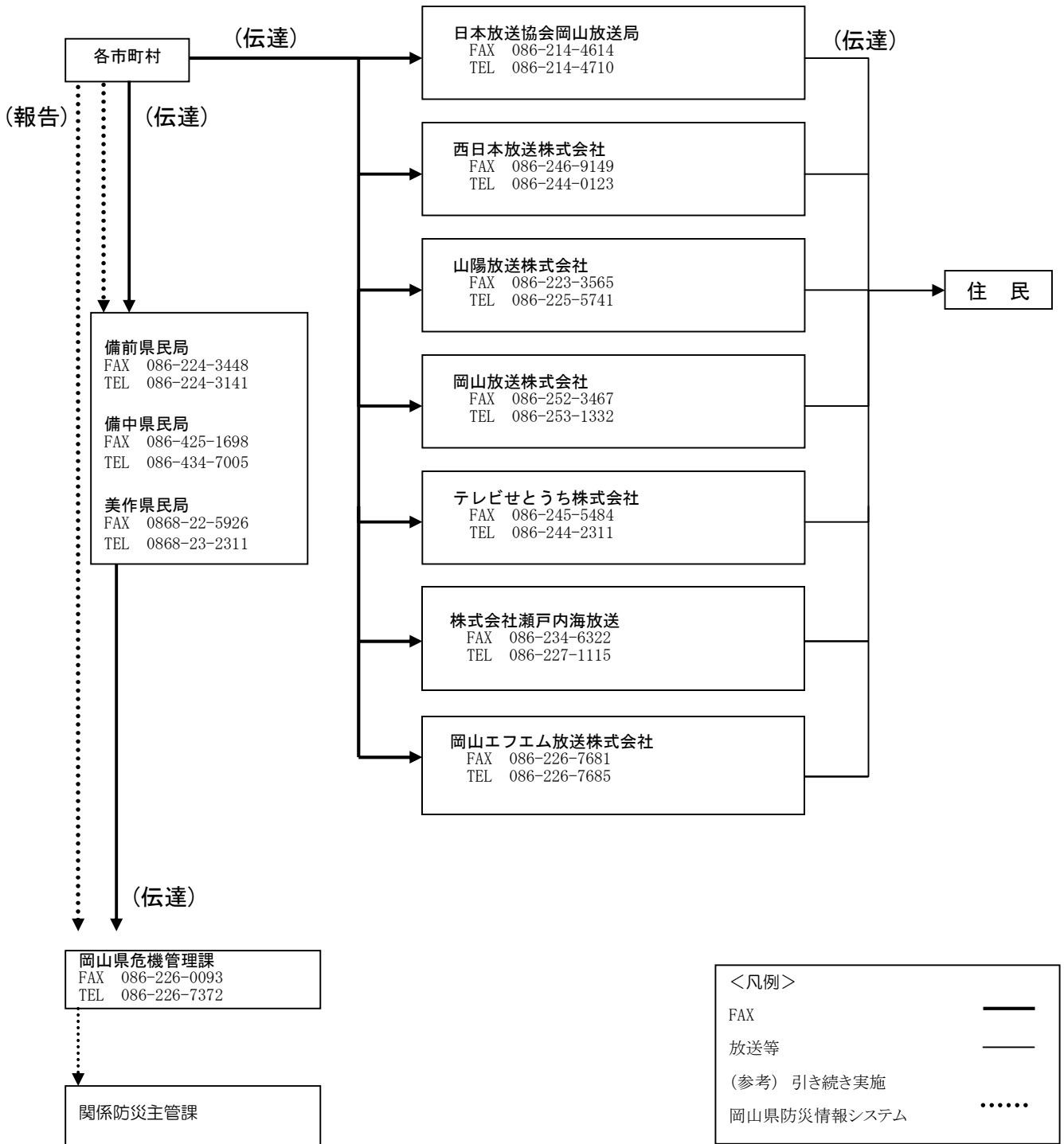
(情報伝達系統)

第5条 情報伝達系統は別紙のとおりとする。

(住民への伝達)

第6条 放送事業者は、市町村から情報のFAXを受信した場合は住民に伝達するため、自主的な判断により放送することに努めることとする。

別紙 情報伝達系統図



<別紙>
時 分

送信日時： 月 日

各放送事業者 県民局協働推進室 あて

〇〇市(町、村)避難勧告等通知書 第 号

岡山県 市・町・村

担当者： 電話番号：() ー

<p>内 容</p> <p>※注1</p>	<p><input type="checkbox"/> 避難準備情報 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)</p> <p><input type="checkbox"/> 避難勧告 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)</p> <p><input type="checkbox"/> 避難指示 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)</p>
<p>発表時間</p>	<p>日 時 分</p>
<p>対象地区 (避難先)</p> <p>※注2</p>	<p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p>
<p>備 考</p> <p>※注3</p>	

- ※ 注1 該当する項目の「□」にはっきりとチェックを入れること。
- ※ 注2 避難先を決めている場合は () 内に記載のこと。
- ※ 注3 避難勧告等を継続中の地区があれば、当該地区名を備考欄に記載のこと。

一参考資料 (土砂災害) 一

第1 避難勧告等の発令の判断材料となる情報

(1) 警戒すべき区域・箇所の情報 (P67~69)

分類	情報名	情報提供機関	情報提供方法
土砂災害履歴	土砂災害の記録	県 (市町村)	
	土砂災害時の気象状況	気象台	気象台 HP
土砂災害想定	砂防指定地	(県) 県民局・支局 (砂防課)	地図
	急傾斜地崩壊危険区域	(県) 県民局・支局 (砂防課)	地図
	地すべり防止区域	(県) 県民局・支局 (耕地課・治山課・砂防課)	地図
	土砂災害警戒区域等	(県) 県民局・支局 (砂防課)	地図
	山地災害危険地	(県) 県民局・支局 (治山課)	地図
	土砂災害危険箇所 (土石流危険渓流) (急傾斜崩壊危険箇所) (地すべり危険箇所)	(県) 県民局・支局 (砂防課)	地図 (紙・PDF) 県 HP (全県統合型 GIS)
その他	(避難場所情報)	(市町村)	—
	(災害時要援護者情報)	(市町村)	—

(2) 災害時に入手できる実況情報 (P70~72)

分類	情報名	情報提供機関	情報提供方法
雨量情報	市町村設置雨量計観測値	当該市町村	(市町村毎)
		近隣市町村	電話等
	アメダス観測値	岡山地方気象台	・気象台 HP (防災情報提供装置Web画面) ・県：防災情報システム
		(県)危機管理課 (日本気象協会)	県：防災情報システム
	レーダー・アメダス解析雨量	岡山地方気象台	・気象台 HP (防災情報提供装置Web画面) ・県：防災情報システム
		(県)危機管理課 (日本気象協会)	県：防災情報システム
	記録的短時間大雨情報	岡山地方気象台	・気象台 HP (防災情報提供装置Web画面) ・県：防災情報システム
	リアルタイム雨量	(国)国土交通省	HP 防災情報提供センター
雨量情報	(県)危機管理課	・県：防災情報システム	
土砂災害前兆現象		各市町村巡回員等	(市町村毎)
		県巡回員	電話, FAX 等
		住民等	(携帯) 電話, FAX 等
近隣地域の被害状況	災害報告試験システム	(県)危機管理課	県：防災情報システム

(3) 降雨予測等に関する情報 (P73~76)

情報名	情報提供機関	情報提供方法
大雨警報	岡山地方気象台	・防災行政無線 ・防災情報提供装置Web画面 ・気象台 HP ・県：防災情報システム
重要変更	岡山地方気象台	
岡山県気象情報	岡山地方気象台	
降水短時間予報	岡山地方気象台	・気象台 HP (防災情報提供装置Web画面) ・県：防災情報システム
	(県)危機管理課 (日本気象協会)	県：防災情報システム
レーダー・ナウキャスト	岡山地方気象台	・気象台 HP (防災情報提供装置Web画面) ・県：防災情報システム

【参考】(今後提供予定)

情報名	情報提供機関	情報提供方法
土砂災害警戒情報	気象台・県	防災情報提供装置Web画面等

【参考資料】

■ 土砂災害防止関係 HP 一覧表

HP名称	アドレス	備考
岡山地方気象台	http://www.osaka-jma.go.jp/okayama/okayam1.htm	
国土交通省 防災情報提供センター	http://www.bosaijoho.go.jp/	
岡山県防災情報 システム	http://bosai.pref.okayama.jp/odis/logon.asp	パスワード 必要
おかやま全県 統合型GIS	http://webgis.pref.okayama.jp/mwiisapok/	
岡山防災ナビ	http://kikikanri.pref.okayama.jp/gasp/bosai/bo33gntoplt.asp	
砂防課HP	http://www.pref.okayama.jp/doboku/sabo/sabo.htm	
治山課HP	http://www.pref.okayama.jp/norin/chisan/chisan.htm	
耕地課HP	http://www.pref.okayama.jp/norin/kochi/kochi.htm	

分類 : 警戒すべき区域・箇所の情報

情報名	<法指定地> 砂防指定地 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域
情報提供機関	岡山県（県民局・支局） （砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域：砂防課） （地すべり防止区域：耕地課・治山課・砂防課）
情報提供方法	地図（紙）
<p>□ 内容</p> <p>【砂防指定地】（砂防法） 土石流（長雨や集中豪雨等により、山腹斜面が崩壊して生じた土石等や山間の溪流の土石等が水と一体となって移動する現象）による被害を防止するために、一定の行為の禁止又は制限を必要とする土地の区域をいいます。</p> <p>【地すべり防止区域】（地すべり等防止法） 地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域、及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有する区域をいいます。</p> <p>【急傾斜地崩壊危険区域】（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） 崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生じるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、行為を制限する必要がある土地の区域をいいます。</p> <p>【土砂災害警戒区域】（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） 急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域をいいます。</p>	

分類 : 警戒すべき区域・箇所の情報

情報名	山地災害危険地		
情報提供機関	岡山県(県民局・支局)(治山課)		
情報提供方法	市町村地域防災計画、岡山県地域防災計画 地図		
【内容】			
<p>山地災害危険地について、山腹崩壊、地すべり等による災害が発生する恐れのある地区について都道府県が調査を行い、その実態を把握し、県地域防災計画に搭載するとともに、市町村に資料を提供し、市町村地域防災計画の登載と関係者への周知徹底を図り、山地災害の未然防止に資することを目的としています。</p>			
<p>対象地 山腹崩壊等により、公共施設、人家等に直接被害を与える恐れのあるもので、以下の地区</p> <p>ア 山腹崩壊等が発生している地区及び亀裂、陥没、湧水等により山腹崩壊等が発生する恐れのある地区</p> <p>イ 地形・地質が悪い地区、落石、地震災害等により山腹崩壊等の恐れがある地区</p> <p>ウ 治山事業施行地</p>			
<p>危険地区の区分</p> <p>ア 山腹崩壊危険地区 山腹崩壊、落石により、直接保全対象に被害を与える恐れのある地区</p> <p>イ 崩壊土砂流出危険地区 山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が、土石流となって溪流を流下し、保全対象に被害を与える恐れのある地区</p> <p>ウ 地すべり危険地区 地すべりにより、直接保全対象に被害を与える恐れのある箇所</p>			
山地災害危険地区調査(調査の項目)			
区分	山地災害危険地		
	山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区
発生源危険度	<ul style="list-style-type: none"> 地形・地質 斜面の勾配 土層深(目視) 樹種、林齢 活断層 岩石の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 山腹崩壊危険度 転石の混入割合 溪流の勾配 溪流の延長 	<ul style="list-style-type: none"> 地形・地質 岩石の状況 断層、破碎帯 滑落崖、亀裂等 地下水の湧出 立木の異常 地すべり活動
被災危険度	<ul style="list-style-type: none"> 人家戸数 公共施設 道路 	<ul style="list-style-type: none"> 人家戸数 公共施設 道路 	<ul style="list-style-type: none"> 人家戸数 公共施設 道路

分類 : 警戒すべき区域・箇所の情報

情報名	土砂災害危険箇所
情報提供機関	岡山県（県民局・支局）（砂防課）
情報提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地図（紙，PDF ファイル） ・ 県 HP（おかやま全県統合型GIS） （http://webgis.pref.okayama.jp/mwiisapok/）
<p>【内容】</p> <p>土砂災害危険箇所には、土砂災害の形態によって、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」及び「急傾斜地崩壊危険箇所」があります。</p> <p>○ 土石流危険渓流 土石流発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害のおそれのある渓流を土石流危険渓流といい、谷地形をしている渓流又は過去に土石流が発生した渓流、土石流の発生のおそれのある渓流を土石流危険渓流として把握しています。</p> <p>〔 土石流による被害のおそれのある箇所は、地形と土砂の堆積状況及び過去の土石流の氾濫実績を基に、想定される最大規模の土石流が氾濫するおそれがある範囲です。 土石流危険渓流調査では、土石流が発生する勾配 15° から勾配が 2° になる地点を目安に、過去の実績、地形や堆積物から判断し、土石流による被害のおそれのある箇所を把握しています。 〕</p> <p>○ 地すべり危険箇所 地すべりが発生している又は地すべりが発生するおそれがある箇所のうち、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与える恐れのある箇所を地すべり危険箇所といいます。</p> <p>〔 地すべりによる被害のおそれのある箇所とは、地すべり危険箇所の下端から地すべり危険箇所の長さ又は 250m 以内の範囲を目安に設定した範囲です。 〕</p> <p>○ 急傾斜地崩壊危険箇所 傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所といいます。</p> <p>〔 かけ崩れによる被害のおそれのある箇所とは、急傾斜地崩壊危険箇所、斜面の下部では斜面から 50m を上限として斜面の高さの 2 倍以内、斜面の上部では斜面から斜面高さ以内を目安に設定した範囲です。 〕</p> <p style="text-align: center;">注) 土砂災害危険箇所図について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害による被害の恐れのある箇所は、一定の決まりにしたがって調査し線引きしたもので、この範囲をこえて被害が発生する場合があります。逆に土砂災害が発生した場合でも、必ずこの範囲全てに被害がおよぶとは限りません。また、ここで図示した箇所以外でも、土砂災害は発生する場合があります。 ・ 土砂災害危険箇所図は、土砂災害による被害の恐れのある箇所を示した図です。土砂災害の発生や被害の範囲について証明するものではありません。 ・ 土砂災害危険箇所図は、土砂災害の発生や被害の範囲について証明するものではありません。 ・ 岡山県は、土砂災害危険箇所図の利用によって発生する直接又は間接の損失、損害について、一切の責任を負いません。 ・ 土砂災害危険箇所図は 2 万 5 千分の 1 地形図の精度で作成したもので、詳細地図及び航空写真では、位置がずれることがあります。 ・ 土砂災害危険箇所に関する情報は、平成 15 年 4 月 1 日現在のものです。 </div>	

分類 : 災害時に入手できる実況情報

情報名	近隣地域の被害状況
情報提供機関	岡山県（県・県民局・支局・出先機関）・市町村
情報提供方法	災害報告試験システム（Web：県防災情報システム） おかやま防災ナビ（HP：岡山県ホームページ）

【内容】

近隣地域（市町村）の被害状況情報の確認方法としては、情報の即時性・確実性の違いはありますが、「災害報告試験システム」及び「おかやま防災ナビ」にアクセスすることにより確認することができます。

○ 災害報告試験システム

災害発生時において市町村又は県民局・支局が行う災害発生通報、定時に報告する確定報告、及びデジタルカメラにより撮影した被害画像が閲覧できる。また、災害報告は市町村別及び時系列別に過去の情報も閲覧できる。

〈閲覧方法〉

- ① 岡山県防災情報システムにアクセス
 - ・ インターネットエクスプローラを立ち上げ、URL（アドレス）
http://bosai.pref.okayama.jp を入力する。
 - ・ 初期画面が表示されるので、配布されているユーザID及びパスワードを入力し、OKボタンをクリックする。
- ② 災害報告試験システムに接続
 - ・ 災害報告試験システムをクリック。
 - ・ 再度、災害報告試験システムをクリック。
- ③ 災害発生状況の確認
 - ・ 閲覧したい情報（「既報」、「画像」、「履歴」）をクリック。
 - ・ それぞれの情報を閲覧する。

○ おかやま防災ナビ

県が集約した被害状況や応急対策等の情報をリアルタイムに提供。

〈閲覧方法〉

- ① 「岡山県ホームページ」の「防災・災害情報」をクリックするか、または「総務部危機管理課」のホームページ（http://kikikanri.pref.okayama.jp）から閲覧する。
- ② 「報道発表資料」及び「新着情報」を閲覧する。

[岡山県防災情報システム]

[おかやま防災ナビ]



□ 土砂災害の前兆現象

【土石流】

1. 近くで山崩れ、土石流が発生している
周辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流の発生する可能性が高い。
2. 立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる
溪流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
3. 溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっている
溪流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
4. 降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める
溪流の上流で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、溪流の水が貯留されたために認められる現象。天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い。
5. 異様な山鳴りがする
溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）して山鳴りが生じる現象。崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い。
6. 異様なにおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のおい等）がする
溪流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土のおい、崩壊に伴って発生した流木のおいなどが考えられる。
7. 溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している
溪流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金となる。
8. 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない
溪流に新たな、または過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。

【急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）】

1. 斜面に亀裂ができる
斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
2. 小石が斜面からぱらぱらと落ち出す
斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
3. 斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる
斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
4. 斜面にはらみがみられる
斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
5. 普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる
地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
6. 湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる
同上

【地すべり】

1. 地鳴り
地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴りが発生する現象。
2. 家鳴り
地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
3. 根の切れる音
地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
4. 地面の振動
地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地面の振動が発生する現象。
5. 木の枝先の擦れ合う音（風のないとき）
地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が擦れる現象。
6. 亀裂や段差の発生・拡大
地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
7. 地表面の凹凸の発生
地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
8. 擁壁のクラックや押し出し
地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
9. 舗装道路やトンネルのクラック
地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
10. 電線の弛みや引っ張り
地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の弛みや引っ張りが認められる現象。
11. 建物等の変形（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）
地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。
12. 橋等に異常を生じる
地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変位を生じる現象。
13. 落石や小崩壊の発生
地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
14. 地下水の急激な変化（枯渇や急増）
地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
15. 地下水の濁り
同上
16. 湧水の流量の変化（枯渇や急増）
同上
17. 湧水の濁りの発生
同上
18. 新しい湧水の発生
地すべりブロック内部の地下水位が急激に増加したため認められる現象。地すべり内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らす力（滑動力）が増大する。

分類 : 災害時に入手できる実況状況

情 報 名	<雨量情報> <ul style="list-style-type: none"> ・ アメダス観測値 : 気象台 ・ レーダー・アメダス解析雨量 : 気象台 ・ 記録的短時間大雨情報 : 気象台 ・ リアルタイム雨量 : 国土交通省 ・ 雨量情報 : 県 ・ その他の情報 : 気象台
情報提供機関	情報提供方法
岡山地方気象台	気象台HP (http://www.osaka-jma.go.jp/okayama/okayam1.htm) (HP(岡山県防災情報システム)とリンク)
	岡山地方気象台防災情報提供装置Web画面
国土交通省	HP防災情報提供センター (http://www.bosaijoho.go.jp)
岡山県 (危機管理課)	防災情報システム (http://bosai.pref.okayama.jp/odis/logon.asp)
<p>□ 内 容</p> <p>【アメダス観測値】 (気象台) 県内25観測所で実際に観測した雨量を表示します。</p> <p>【レーダー・アメダス解析雨量】 (気象台) アメダス観測とレーダー観測の長所を取り入れ解析処理し作成したデータで観測地点のない場所でも雨量が提供できます。統計的な検証から精度も高く、実況値と同じように扱います。</p> <p>【記録的短時間大雨情報】 (気象台) アメダス観測値または、解析雨量で1時間に北部100ミリ、南部90ミリ以上の降水があった場合に発表されます。 一般的には、都市部での浸水害への因果関係が強いと言われてはいますが、短時間の強い雨でも土砂災害の発生する場合もあり油断できません。また、長期降雨に引き続き発生した場合には特に厳重な警戒が必要です。</p> <p>【その他の情報】 (気象台) <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象衛星画像 ・ 台風経路図 等 </p> <p>【リアルタイム雨量】 (国土交通省) 国土交通省(河川局・道路局・気象庁)の保有する実測雨量データを統合して提供しています。</p> <p>【雨量情報】 (岡山県) 岡山県が設置している雨量局の実測データを提供しています。</p>	

分類 : 降雨予測等に関する情報

情報名	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県気象情報 大雨警報 重要変更 降水短時間予想 レーダー・ナウキャスト
情報提供機関	岡山地方気象台
情報提供方法	気象台HP (http://www.osaka-jma.go.jp/okayama/okayam1.htm) ((HP)岡山県防災情報システムとリンク) 岡山地方気象台防災情報提供装置Web画面 ※(HP)岡山県防災情報システムでは、気象情報会社情報も配信している。

□ 内容

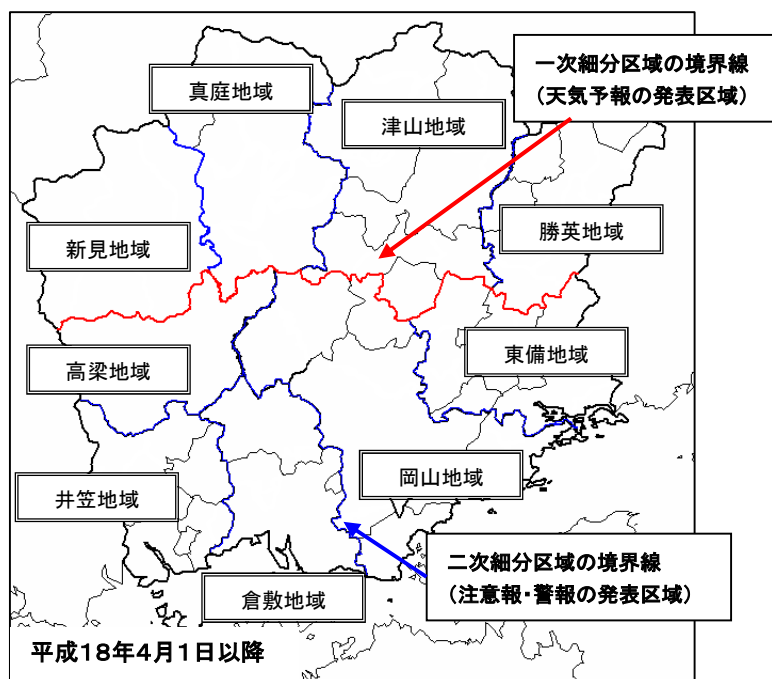
【岡山県気象情報】

文書形式と図形式があり、注意報や警報の補完資料として発表します。警報内容の一部修正や現象のピーク、現象予測に時間的変化が生じた場合などに発表します。警報発表時には併せて確認することが重要です。

【大雨警報】

県内を9細分し、地域毎に発表しています。過去の災害を調査して基準を決定しており細分毎に基準値が違います。この警報は土砂災害の危険性を含む地面現象警報を内包したものとなっていますので、大雨警報が発表された場合には、同時に土砂災害への嚴重な警戒が必要です。

▼ 注意報・警報の対象地域



▼岡山県の大雨注意報・警報の基準

		南 部					北 部			
		岡山 地域	東備 地域	倉敷 地域	井笠 地域	高梁 地域	新見 地域	真庭 地域	津山 地域	勝英 地域
大雨 注意報	1時間雨量	30 mm 総雨量 40 mm					30 mm 総雨量 60 mm			
	3時間雨量	40 mm					60 mm			
	24時間雨量	80 mm					平地 80 mm 山地 100 mm			
大雨警報	1時間雨量	50 mm 総雨量 80 mm					50 mm 総雨量 100 mm			
	3時間雨量	mm 80	mm 80	mm 60	mm 60	mm 80	100 mm			
	24時間雨量	mm 140	mm 140	mm 120	mm 120	mm 140	平地 140 mm 山地 200 mm			

〈留意点〉

- ・ 発表基準は地質、地形、土地利用で異なるため地域ごとに異なる
- ・ 防災対策の進展や社会環境の変化により基準は適宜見直す

【重要変更】

既に大雨警報が発表されていることを前提にした警報の内容変更です。

これまでに降った雨による土中の水分量を推定した「土壌雨量指数」という指標があります。ある場所で雨が降ったときの「土壌雨量指数」が過去の記録からその場所で歴代何位であるかを「土壌雨量指数履歴」として抽出したとき、履歴1位の発生場所での土砂災害発生が統計的に高確率であり、「土壌雨量指数履歴1位」の情報は大きな意味をもちます。

气象台ではこの「土壌雨量指数履歴1位」が相当程度まとまりをもったとき、土砂災害発生の危険性が相当高いと判断し、警報を内容変更して（警報文に重要変更と記載します。）発表します。

（見出し）

重要変更!〇〇地域では、過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっている。

（見出し）

重要変更!〇〇市、△△町付近では、過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっている。

【降水短時間予想】

今後予想される雨量が1時間毎に6時間先まで見られます。雨量予想ができます。

【レーダー・ナウキャスト】

レーダー観測したエコーと今後予想されるエコーの1時間以内の動きを10分毎に見ることができます。今後の雨域の広がりを推定できます。

参考：今後提供予定

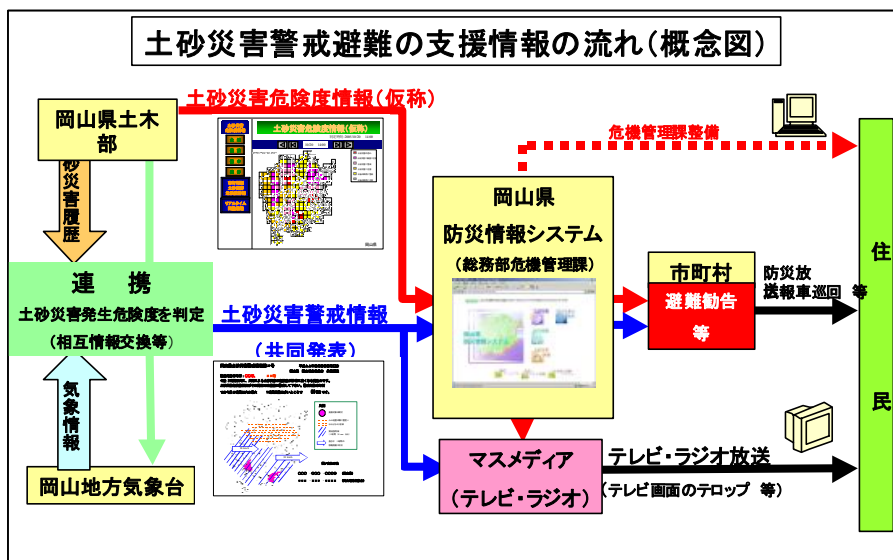
分類：災害時に入手できる実況情報

情報名	土砂災害警戒情報
情報提供機関	気象台・県
情報提供方法	—

【概要】

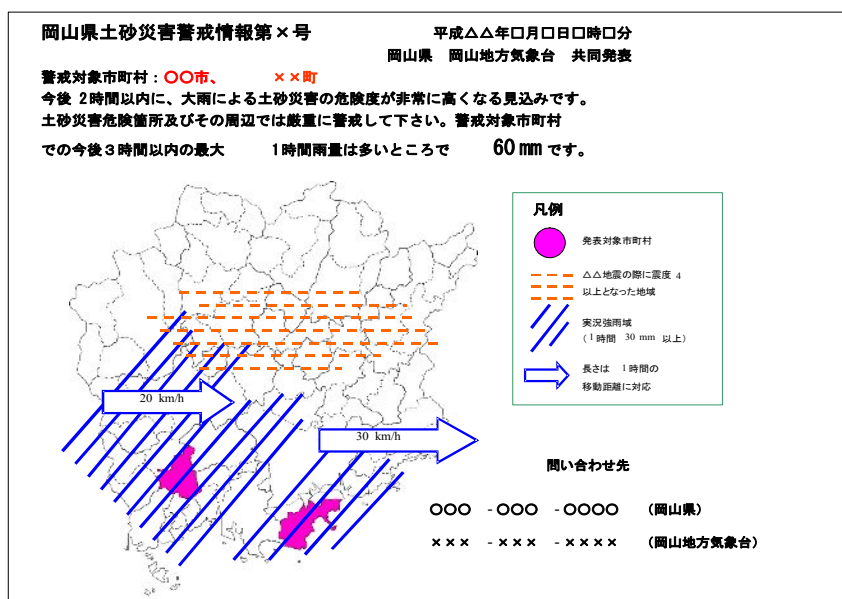
土砂災害警戒情報は、砂防部局で作成する「土砂災害警戒避難基準雨量」情報と気象台が提供する「大雨警報」情報とを整合した情報で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに気象台と県が連携して発表する。

○ 土砂災害警戒情報の流れ



○ 土砂災害警戒情報文 (案)

土砂災害警戒情報



— II 災害時要援護者避難支援モデル基準 —

第1章 災害時要援護者避難支援モデル基準について

1 モデル基準の趣旨

災害は、住民の生命や財産に大きな損害をもたらすばかりでなく、元の生活を取り戻すためには、精神的、身体的に大きな負担を強いることとなります。

とりわけ、災害への対応力が弱い高齢者や障害者など、いわゆる災害時要援護者と言われる人々は、情報の入手や自力での避難が困難なことから、被害を受けやすい立場にあり、避難先においても身体的・精神的に大きな負担が伴います。

このため、災害時要援護者を大規模災害から守り、被害を最小限に食い止めるため、市町村における災害時要援護者に対する支援体制の具体化を図るための計画を作成する必要があります。

なお、モデル基準作成に当たっては他県の例や平成17年3月示され、平成18年3月に改訂された国の検討会報告である「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にしております。

2 モデル基準の位置付け

このモデル基準は、各市町村における災害時要援護者避難支援プラン（「避難支援プラン」と称する。）等を策定する際の指針となるものとして作成したものです。

災害時要援護者対策の中心となるのは地域であり、地域を支援するのは市町村であることから、各市町村におかれては、このモデル基準を活用され、地域の実情に応じた具体的な避難支援プランを早期に作成して、適切な支援の実施を推進していただくよう期待するものです。

用語の解説

- ガイドライン 国において平成17年3月に作成され、18年3月に改訂された、市町村が災害時要援護者の避難支援プランを策定する際の必要事項を整理したものの。
- モデル基準 県・市町村防災対策研究協議会が作成し、市町村が災害時要援護者避難支援プランを作成する際の指針となるもの。
- 避難支援プラン 市町村が作成する災害時要援護者避難支援のための具体的な計画

3 モデル基準の対象となる災害時要援護者

モデル基準の対象となる災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々です。

具体的には、ひとり暮らし（高齢者のみの世帯を含む）や寝たきり等の高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等が考えられます。

4 災害時要援護者の特徴

災害時要援護者は、適切な防災行動をとることが困難となる特徴があります。その特性は個人差も大きく程度も千差万別ですが、主な特徴は次のようなものが挙げられます。

区 分		避難行動の特徴	配慮を要する主な事項
高 齢 者	寝たきり高齢者	運動機能やバランス機能の低下により、自力での行動が困難。 状況を把握することが困難。	ストレッチャー、車いす等の移動用具及び援助者の確保。避難先の配慮。
	ひとり暮らし高齢者(高齢者のみの世帯を含む)	地域とのつながりが希薄になっているため状況把握が遅れるおそれがある。	迅速な情報伝達と避難誘導など支援者の確保。
	認知症高齢者	自分で危険を判断し行動することが困難。 自分の状況を把握することが困難。	避難誘導など支援者の確保。 医療機関との連携。 避難先の配慮。
障 害 者	視覚障害者	視覚による状況の把握が困難。 災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い行動ができない。	音声による迅速な情報伝達。 避難誘導など支援者の確保。
	聴覚障害者、言語障害者	音声による避難誘導の指示が認識できない。 視界外の危険の察知が困難。 自分の状況を言葉で知らせることができない。	視覚による迅速な情報伝達、安否確認。 避難誘導など支援者の確保。
	肢体不自由者	自力での行動が困難。	迅速な情報伝達。 車いす等による移動用具と援助者の確保。 避難先の確保。
	内部障害者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器、医薬品が必要となる。	車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。

区 分		避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
障 害 者	知的障害者	自分で危険を判断し行動することが困難。 急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。	避難誘導などの支援者の確保。 常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないような対応が必要。
	精神障害者	災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段服用している薬が必要となる。	気持ちを落ち着かせることが必要。 服用を持続するため、本人及び援助者は薬の名前、用量を知っておくことが必要。 医療機関との連携が必要。
難病患者		自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器、医薬品が必要となる。	車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。
妊産婦		行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。	避難誘導などの支援者の確保が必要。
乳幼児		危険を判断し行動する能力がない。	保護者の災害対応力を高めておくことが必要。 被災により保護者等が養育することが困難な場合の対応が必要。
外国人		日本語での情報が十分理解できない場合がある。	多言語による情報提供が必要。

<本県の高齢者、障害者、乳幼児、外国人の状況>

区 分	人 数	備 考
高齢者（65歳以上）	438,054	H17.10.1 国勢調査 （長寿社会対策課）
ひとり暮らし	62,674	
身体障害者・児	81,770	H18.3.31 身体障害者手帳所有者数 （障害福祉課）
視覚障害	6,622	
聴覚平衡障害	7,044	
音声言語障害	874	
肢体不自由	47,780	
内部障害	19,450	
知的障害者・児	11,398	H18.3.31 療育手帳所有者数 （障害福祉課）
精神障害者	23,397	H18.3.31 通院医療費公費負担者数 （健康対策課）
難病患者	11,001	H18.3.31 特定疾患医療費公費負担患者数 （医薬安全課）
乳幼児（0～5歳）	106,415	H17.10.1 国勢調査 （子育て支援課）
外国人	18,882	H16.12.31 外国人登録者数 （法務省入国管理局）
総人口	1,957,264	H17.10.1 国勢調査

5 災害時要援護者支援対策の体制整備

(1) 基本的な考え方

災害時要援護者の避難支援は、自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、災害時要援護者への避難支援対策と対応した避難準備（要援護者避難）情報を発令するとともに、災害時要援護者及び避難支援者までの迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備することが不可欠です。

このため、市町村は、自助・共助による避難支援の取組を促進するとともに、自助・共助による必要な支援が受けられない災害時要援護者（「避難行動要支援者」と称する。）等の避難支援の仕組みづくりを早急に進めることが必要です。

また、多くの災害時要援護者が入所している社会福祉施設等（社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等）は、施設利用者の安全確保など適切な対応を図るため、平常時から防災体制の整備を心がける必要があります。

なお、災害時要援護者であっても、被災の程度によりその状況は様々であることから、災害時要援護者自身も、援助を受けるだけでなく、同じ災害時要援護者に対して話し相手になったり、励ますことにより、災害時要援護者の支援を行うことができます。災害時要援護者相互の支援についても配慮が必要となります。

(2) 市町村における体制整備

災害時には、市町村においては膨大な災害関連業務が発生することが予想されることから、そのような中においても、災害時要援護者に対する支援が適切に行われるよう、事前に支援体制を確立し、災害時要援護者に係る情報の伝達や安否確認、避難所における支援などが実施できるようにしておく必要があります。

そのため市町村においては、災害時の要援護者避難支援業務を、迅速かつ的確に実施できるよう行政組織体制づくりを行うため、「災害時要援護者支援班」の設置を検討します。

具体的には、防災・福祉関係部局を中心として、土木、医療、教育等、災害関係の主たる活動部局等が連携して全庁横断的な組織を形成し、市町村における避難支援プランを作成するとともに、平常時から、災害時要援護者の把握、情報の共有、及び災害時要援護者を見守るネットワーク組織との連携づくりを推進して、災害発生時にこれらのネットワークが十分に機能する環境づくりに努めます。

(3) 関係団体等との協力関係

災害時には、警察、消防、保健所、福祉事務所など行政機関や自主防災組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の各相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、障害者団体等の福祉関係者、自治会、町内会等の関係団体と協力して災害時要援護者の支援にあたることとなります。

このため、日頃から、これらの団体等が連携をとり、災害時における協力体制を確立しておくことが必要です。

(4) 広域応援体制

災害の規模によっては、地域全体が被災し、一つの市町村のみでは円滑な災害時要援護者の支援ができないこともあるため、大規模災害時における応援協定等により他の市町村との広域応援体制を確保することが必要です。

第2章 平常時の対策

1 災害時要援護者の所在把握と適切な情報の管理

災害時において、災害時要援護者の所在や安否を確認し、適切な援助を迅速に行うためには、平常時から所在や実情を把握しておくことが必要です。

具体的には、収集する情報、入手方法、誰がどのように管理するかについて、地域の実情に応じて検討する必要があります。

(1) 対象者の特定の考え方

災害時要援護者に関する情報を収集する際には、対象者の範囲の考え方を明確にする必要があります。

＜対象者＞

高齢者（ひとり暮らし、寝たきり、認知症、高齢者のみの世帯等）

障害者（身体、知的、精神）

難病患者、特殊なケアが必要な者等

(2) 情報の内容

情報の収集に当たっては、統一した調査様式や台帳等を作成することが考えられます。

＜一般的な項目事例＞

障害等の種類、自治会名、民生委員・児童委員名、氏名、性別、生年月日、住所、世帯の状況、電話・FAX、血液型、緊急連絡先、避難時の留意事項（障害内容、援護の内容など）、情報の開示先、本人等の同意

→資料① 台帳様式(例)

＜その他関連情報＞

住家の間取り、周辺地図、保健福祉サービスの受給状況、避難支援者、避難所、医療保険、年金の状況

(3) 情報の収集方法

市町村が中心となって情報を収集する場合には、事前準備として、情報登録のための台帳や様式を作成し、情報の開示、更新、管理方法についてルール化を行った上で、各市町村で制定されている個人情報保護条例に従って収集する必要があります。

現在、市町村では以下の3つのパターンにより取り組まれています。

① 関係機関共有方式

市町村の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、災害時要援護者本人からの同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する災害時要援護者情報等を防災関係部局等の関係機関で共有する方式です。

この場合、共有した情報を分析の上、一定の条件の設定により災害時要援護者を特定・把握し、福祉関係部局と防災関係部局の連携の下、避難行動要支援者の避難支援プランの策定を進めることが必要です。

＜個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例＞

「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益と認められるとき」

「あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴いた上で必要と認めたととき」

「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」 等

② 同意方式

消防等の防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会を捉えて災害時要援護者本人に直接働きかけて、必要な情報を把握する方式であり、福祉制度の対象者となる災害時要援護者について、各種手帳等の申請・交付時に窓口で説明し、本人や家族の同意を得ることにより、登録を依頼することが考えられます。

直接接することから必要な支援内容をきめ細かく把握できる反面、効率よく迅速な情報収集が困難です。

③ 手上げ方式

制度創設について周知した上で、自ら災害時要援護者名簿等への登録を希望した者について避難支援プランを策定する方式です。災害時要援護者の自発的意志を尊重しており、必要な支援内容等もきめ細かく把握できる反面、登録を希望しない者の把握が困難であり、災害時要援護者となりうる者の全体像が把握できないおそれがあります。

市町村においては、上記いずれかの方法、またはその組み合わせで情報を収集することとなります。

また、地域においては、災害発生直後の災害時要援護者に対する支援は、家族や地域住民が中心となることから、地域住民同士が助け合うことができるよう、日頃から地域における災害時要援護者の状況を地域住民が把握し、地域全体でバックアップできるような体制づくりをすすめておくことが必要です。

このため、自治会等において、避難所や災害時の危険箇所、災害時要援護者の住居等について住民が協力しあって確認し、防災マップ等をつくることも有効な方法です。

(4) 情報の適切な管理

把握した災害時要援護者に関する情報を、福祉、防災関係機関等が事前に共有しておくことは、災害時に迅速な安否確認を行う上で有効な方法ですが、個人のプライバシー保護の観点から、災害時要援護者に関する情報を地域（自主防災組織等）に提供する際は、取扱要綱の制定や誓約書を提出するなど情報を受ける側に守秘義務を課すことや同意を得ることが困難な災害時要援護者については、本人からの利用停止等の請求制度を活用することにより、個人情報の取扱制度への信頼性を高めることが必要です。

さらに、把握した情報は定期的に更新して、常に新しい情報を管理しておくことが重要となります。

2 避難誘導、安否確認等の支援体制づくり

災害発生直後に、行動等に制約のある災害時要援護者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族の他、近隣住民の積極的な協力が必要です。

また、安否確認等を市町村が中心となって行う際には、災害時要援護者のプライバシーを確保しながら、地域住民や関係団体等の協力を得ることも必要となります。

(1) 避難準備（要援護者避難）情報の発令

市町村は、避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難行動を開始することを求める避難準備（要援護者避難）情報を創設することとし、判断基準を事前に定めた上、災害時には発令することが必要になります。

(2) 関係機関との役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、地域住民の協力が不可欠であるため、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等と連携を図り、災害発生時に、各機関が確認した安否情報、避難誘導の経過や結果の情報の集約方法などについて、共通認識を持っておくことが必要です。

(3) 避難誘導の支援体制整備

在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民同士の協力関係をつくることが重要です。

自主防災組織が組織されている地域においては、自主防災組織を中心として、災害時要援護者の避難計画の作成や訓練の実施等を行うことにより、支援体制整備を図ります。

また、災害時要援護者自身からも、災害発生時における助力を地域住民に積極的に依頼するなど、地域住民との協力体制を築くように働きかけることも大切です。

さらに、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置をすすめるとともに、外国人でもわかるよう外国語による表示やひらがな、カタカナ表記をするなどの配慮に努めることも必要です。

<支援体制の例>

a 福祉・医療関連機関

- | | |
|-------------|-------------|
| ○民生委員・児童委員 | ○社会福祉協議会 |
| ○各種障害者相談員 | ○福祉委員、福祉協力員 |
| ○ホームヘルパー | ○老人クラブ |
| ○愛育委員 | ○栄養委員 |
| ○地域包括支援センター | ○訪問介護事業者 |
| ○医療機関 | ○福祉ボランティア団体 |

b 防災関係機関

- | | |
|---------|-----------|
| ○自主防災組織 | ○消防、警察関係者 |
|---------|-----------|

c その他

- | | |
|----------|---------------|
| ○幼稚園、小学校 | ○保育所 |
| ○福祉施設 | ○電力・通信・郵政公社 等 |

(4) 安否確認情報の収集体制

市町村においては、管内にある社会福祉施設等について、どのような施設であるか、利用者はどれくらいかなどの情報を把握しておくとともに、日頃から協力関係をつくることにより、災害発生時には各施設から安否確認情報が得られるよう体制を整備しておく必要があります。

また、福祉サービス提供者との連携を取り、市町村が作成した災害時要援護者リストと福祉サービス提供者が把握している情報と照合したり、高齢者や障害者等については、関係団体（障害者団体、患者団体、老人クラブ等）による安否確認も併せて行うことにより、確認漏れを防ぐことができるため、日頃からこれらの関係者等と連携を図っておくことが望まれます。

さらに、多数の外国人が在学し、勤務、滞在する学校や企業、ホテルや旅館等からも情報が得られるよう連携を図る必要があります。

3 情報伝達手段の整備

災害時要援護者は、情報の受信・理解・判断・行動など各段階でハンディキャップを負っているため、災害発生時に、迅速かつ的確な指示ができるよう、各種の災害を想定してできるだけ多くの情報伝達手段を確保しておく必要があります。

また、災害時要援護者からの情報発信も可能なシステムを確保しておく、平常時における不測の事態への対応も可能となります。

災害発生時には、電話やファクシミリ等の通信手段が寸断されることや地区が孤立することも予想されることから、そのような場合でも、災害時要援護者が情報から取り残されることなく速やかに避難できるよう、自主防災組織や自治会等において、誰が誰に情報を伝えるかを決めておくなど、情報伝達手段を確立しておくことが有効です。

(1) 情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達手段については、広報車、有線放送、防災無線の活用など様々なものがあり、特に防災無線については、受信機を各戸に設置する個別受信方式の採用が有効です。

また、緊急情報は音声（サイレン、放送等）による情報伝達が中心となるため、聴覚障害者への情報伝達には特に配慮が必要となります。聴覚障害者のコミュニケーションは個々によって異なるため、手話、筆談、身振り、絵、図などを用いて、その人にあった方法で伝える必要があります。さらに、ファクシミリを利用した情報ネットワークを構築したり、外出先でも情報が入手できるよう携帯電話やインターネットを利用した情報受信システム、災害用伝言ダイヤル、携帯電話を使用した安否確認サービス等様々な手段を活用することが考えられます。

なお、情報伝達の際には、判断能力が不十分な災害時要援護者にも理解してもらえるようにわかりやすい言葉を用いたり、外国語による情報提供を併せて行うことができるような準備も必要となります。

(2) 災害時要援護者からの情報発信

災害時要援護者からの情報発信手段としては、声を出しにくい障害者の場合、緊急ホイッスル等を携帯しておく、倒壊家屋に閉じこめられた場合などに、自分の居場所を伝えることができます。また、市町村において、緊急通報装置（対象者が身につけ、緊急時に簡単な操作により自動的に受信センター等へ通報が可能なシステム）の給付や貸与による体制づくりをすすめることも有効です。

4 地域コミュニティと防災意識の醸成

災害発生直後の災害時要援護者への地域住民の支援については、平常時における近隣との関係の差異が初期救援の明暗を分けると言われており、日頃から災害時要援護者と地域住民とのコミュニケーションを密にし、災害時における支援意識の醸成を図ることが重要です。

また市町村は、災害時要援護者本人や家族、社会福祉施設等の管理者等に対し、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、災害時要援護者対策も含めた防災訓練を取り入れて、積極的な参加を求めることが必要です。

(1) 災害時要援護者及びその家族に対する周知

災害発生時は、近隣すべてが被災者という状況であり、周囲の人と協力して自分の身は自分で守ることを基本として、必要な準備について、災害時要援護者本人や家族に対し周知します。

災害時要援護者等の準備としては、まず、「自分でできること、できないこと」「望んでいる支援や対応、必要とする支援」等について、周囲の人たちに的確に伝えることができるよう防災カードを常に携帯するなどの準備をしておくことが大切です。

また、家具を固定したり、ガラスが割れて飛び散らないようフィルムを貼るなどの家の中の安全対策をすすめ、非常持ち出し品として最低3日間分程度の食料や飲料水のほか、必要な介護用品、粉ミルク、医薬品などを準備しておきます。

→資料② 防災カード(例)

(2) 地域住民等に対する周知

地域における防災対応力の向上を図るため、地域住民に対し、防災に関する知識の普及・啓発を図るとともに、災害時要援護者への対応方法などについても周知を行います。また、外国人の雇用の多い事業所に対して、防災に係る研修会を開催するなど、事業所内での防災教育の実施を促していく必要があります。

さらに、日頃からコミュニケーションの充実を図り、自宅の家具の固定など自力でできない災害時要援護者に対しては、代わりに固定するなど、互助意識を育み、地域住民同士の支援体制づくりを推進します。

(3) 社会福祉施設等との連携

社会福祉施設等と地域住民とが、災害時において連携を図ることができるよう、地域の防災訓練に施設の職員が参加して、災害時要援護者の応急救助や介護方法の訓練を行ったり、施設の防火訓練に地域住民が参加して、入所者の避難誘導の援助訓練を行うなど、平常時の防災訓練時から連携を図り、相互援助の体制整備を図ることが効果的です。

(4) 災害時要援護者対策を含めた防災訓練

地域で実施する防災訓練において、災害時要援護者の視点を取り入れ、平常時から準備をしておく必要があります。

その際、消防関係者やボランティア等の参加・協力を得ることも効果的です。

① 避難場所までの避難訓練

災害時要援護者に対する支援を行うため、災害時要援護者と支援者が参加して防災訓練を行い、避難誘導等における留意点など確認しておきます。

特に、視覚障害者の場合は、避難場所までの間に通れない場所がないかなども確認しておきます。

② 図上防災訓練「DIG」(Disaster Imagination Game)

地域住民が参加して、地図を囲みながら、災害想定を条件設定し、図上訓練を行います。

比較的手軽に実施することができ、参加者が図上で災害のイメージを共有しながら、円滑な避難活動のためのリハーサルを行うことができます。災害時要援護者の避難誘導の担当者などを想定して、参加者によるディスカッションを行うことにより、地域のネットワークの形成も図ることができます。

5 避難施設の整備等

災害発生時においては、災害時要援護者を含む多くの被災者が避難生活を送ることになりますが、避難所の構造や設備の面で災害時要援護者への配慮が十分であるとは限らないために、避難所生活をする上で様々な問題が生ずることがあります。

また、避難所における災害時要援護者への情報伝達方法や、食料・日常生活用品・介護用具の不備などの問題点も生じやすくなります。

このため、避難所に災害時要援護者用窓口を設置し、災害時要援護者からの相談対応、情報伝達及び支援物資の提供等を実施します。また、福祉避難所の指定や、緊急入所等で協力を求めることになる社会福祉施設等と連携を図っておくことも重要となります。

(1) 避難所における災害時要援護者用窓口の設置

これまで避難所における窓口が明らかでなく、災害時要援護者のニーズの把握、支援の実施が不十分となる傾向があったことから、専用の相談窓口を設置し、災害時要援護者からの相談対応や、安否確認、情報伝達を実施することが重要です。また、市町村に設置する災害時要援護者支援班と連携し、支援の要請や人員の確保などがスムーズに行えるよう確認しておくことが必要です。

(2) 避難施設や必要物資等の整備

避難所での生活は、多くの被災者による共同生活であり、避難者は不便な状況の中で慣れない生活を営むこととなりますが、災害時要援護者にとっても、様々な制約を強いられることとなります。

このため、災害時要援護者に配慮した生活環境を提供するため、障害者用トイレを設置する等のバリアフリー化に努める必要があります。

また、食料や飲料水、生活必需品などの必要物資の備蓄においても、災害時要援護者に配慮することとし、おかゆや粉ミルクなどの非常食や紙おむつ、車いす、簡易トイレなどの必要物資が、備蓄や協定の締結などにより速やかに調達できるような体制を整備しておく必要があります。

(3) 情報伝達手段の確保

避難所において、災害時要援護者の不安を取り除くとともにニーズを把握するためには、情報を確実に伝達したりコミュニケーションを確保することが重要になってきます。

このため、災害時要援護者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要であり、各避難所には最低限、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、文字放送対応テレビやファクシミリなども確保できることが望まれます。

さらに、外国人のための通訳・翻訳協力者や手話通訳者、通訳ボランティア等と日頃

から連携を図り、災害時に協力を求めることができるような連絡方法や必要諸経費への対応方法などについて取り決めをするなどの体制を整備しておくことも必要です。人材の確保が難しい場合もあることから、市町村は県と連携し通訳ボランティア等の要請や人材情報の共有化等の体制整備を図ります。

(4) 福祉避難所の指定

避難所に避難した災害時要援護者のうち、避難所での生活に支障をきたす場合に、相談等の必要な支援を受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した「福祉避難所」をあらかじめ指定しておくとともに、一般的な避難所から福祉避難所への移送についても、対象者、時期、移送方法などについてあらかじめ定めておくことが必要です。

福祉避難所の指定にあたっては、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化された老人福祉センター等の施設を利用します。また、適切な場所にこのような施設がない場合又は不足する場合は、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテルの借り上げや、応急的措置として、一般の避難所に災害時要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」（仮称）として対応することも考えられます。また、平成12年度から実施されている入所施設附設の防災拠点型地域交流スペースの整備等も図りながら福祉避難所の確保を図ることとします。

→ 資料③ 防災拠点型地域交流スペースの整備

また、福祉避難所において相談に当たる介助員等の配置についても関係機関と調整を図っておきます。

さらに、福祉避難所において、病状等の急変などにより、常時の介護や治療が必要となった場合には、緊急入所や一時入所、入院等を検討することが必要となるため、日頃から地域の病院や社会福祉施設等と連携を図り、協力体制を整備しておく必要があります。

→ 資料④ 福祉避難所について

6 自主防災組織、ボランティアとの連携

災害発生時において、被災地でまず必要となるのは、自主防災組織を中心とした地域での助け合いです。また、近年の大規模災害においては、各地から多くのボランティアが駆けつけ、多彩な活動が展開されていることから、災害時要援護者への支援にあたっては、ボランティアが有効に活動できるよう体制を整備する必要があります。

(1) 自主防災組織との連携

災害時における応急活動が最大限の効果をあげるためには、地域住民の防災組織である自主防災組織に求められる役割は非常に大きなものがあります。

特に、災害発生初期においては、市町村による応急救助活動が行われるまでに一定の時間を要することは避けられないため、地域住民が相互に協力して災害時要援護者の救出、避難誘導等に当たる必要があります。このため、自主防災組織の結成されていない地域にあっては、自主防災組織の整備を促進します。

また、災害時要援護者自身においても、災害発生時に自主防災組織の援助が受けられるよう、日頃から自治会、町内会等の地域社会と交流を図り、コミュニケーションを密にしておくことなどが大切です。

(2) ボランティアとの連携

阪神淡路大震災以降、災害ボランティア活動の重要性が認識されており、被災した不安定な日常の中で、災害時要援護者に対する継続的な日常生活支援、災害時要援護者固有ニーズへの対応等を行うボランティアの役割は大きいと考えられます。

こうしたボランティアを円滑に受け入れ、各場面でその力を有効に発揮できる体制づくりのため、市町村と地元の社会福祉協議会等が連携を図り、災害ボランティアセンターの開設によるボランティアの受け入れやコーディネートなど、活動支援のあり方について明確にしておくことが必要です。

また、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者、心理カウンセラーなど専門的な技能を持ったボランティアが確保できるよう市町村社会福祉協議会等と連携してボランティア登録をすすめたり、県やボランティア団体からの派遣の協力が得られるよう体制の整備をしておくなどの方法が考えられます。

第3章 災害発生時の対応

1 避難情報等の伝達・避難誘導、安否情報等の収集

災害発生時において情報が不足することは、被災者の不安を一層つのらせることとなるため、多くの人々が被災した状況においても、災害時要援護者に的確な情報を伝え、自主防災組織等の地域住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導することが必要です。

特に、津波警報等が発令された場合には、津波到達時間を勘案して、災害時要援護者への情報伝達と避難誘導を迅速に行うことが重要となります。

(1) 災害時要援護者への避難情報の伝達

災害が発生し、あるいは、発生する恐れのある場合には、あらゆる手段を活用して地域住民に対し、危険を知らせ、迅速な避難ができるよう情報を伝達することが必要です。

この際、電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶などにより、情報通信機器を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性もあるため、人的手段を併用することが有効となります。

このため、自主防災組織等の地域における支援体制を活用して、災害時要援護者への避難等が容易に行えるよう、災害の状況や住民のとるべき措置について情報伝達を行うとともに、避難行動を支援します。

(2) 災害時要援護者に対する避難誘導

災害発生直後の災害時要援護者の救出や避難誘導は、地域における住民の手によるほか方法はありません。このため、行政が機能するまでの間は、自主防災組織等の地域住民による支援体制を活用して、災害時要援護者の避難誘導を行うこととなります。

また、多人数の災害時要援護者が生活しているグループホーム等に対する避難行動の支援も必要となります。

避難誘導の際の災害時要援護者に対する留意点は、次のようなものがあげられます。

○ 寝たきり高齢者

おびいひもでおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させる。

1人の場合は、おびいひもでおぶったり、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せたまま引っ張って移動させる。

なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。

○ 視覚障害者

白杖を持たない方の手で支援者の肘の上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押ししたりしないようにする。

路上に障害物がある場合、例えば、段のある所では、段の手前で立ち止まって、段が上がるのか下がるのかを伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況についても説明する。

盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしないようにする。

○ 聴覚障害者

手話や筆談で伝えることが多いが、手話を使わない場合又は文章の伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いて伝える。また、相手の人数、場所、目的に合わせて使い分けることができることがポイントである。

○ 肢体不自由者

自力での歩行が困難な場合は、車いす等の移動用具を確保するよう努める。

車いすが使用できない場合には、おびいひもでおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させる。

（車いすを使用する場合）

段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車いすの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車いすを前向きに、下るときは車いすを後ろ向きにするのが安全である。いずれもブレーキをかける。

緩やかな坂は車いすを前向きにして下るが、急な坂は車いすを後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下るようにする。

階段を使うときは、2人から3人で車いすを持ち上げてゆっくりと移動する。

○ 知的障害者

努めて冷静な態度で接し、わかりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させて、一人にせず、誰かが付き添うようにして移動する。

災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対応し、発作がある場合には、主治医もしくは最寄りの医療機関などへ相談する。

なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。

○ 精神障害者

努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、一人にせず、誰かが付き添うようにして移動する。

災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対応し、強い不安や症状悪化がみられる場合には、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談する。

なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。

○ 内部障害者・難病患者

常時使用する医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。

難病・人工透析患者については、市町村と保健所等が連携をとり、誘導・搬送方法を事前に決めておくことが必要である。

(3) 災害時要援護者の安否確認情報の収集

市町村は、事前に把握した災害時要援護者の所在情報などに基づき、迅速に安否等の状況を確認する必要があるため、避難所に避難してきた災害時要援護者を把握するとともに、一緒に避難してきた地域住民から、災害時要援護者の避難の状況や家屋倒壊等により救助が不可能な災害時要援護者が取り残されていないかなどの情報を収集します。

特に、人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入している患者等緊急の対応を要する災害時要援護者の安否確認は、関係機関（医療機関、保健所等）や関係団体等と協力し、

速やかに行う必要があります。

また、社会福祉施設等における被害の状況についても把握するとともに、一時入所等の受け入れが可能かどうかを確認します。

さらに、被災により保護者が監護等ができなくなった要保護児童の状況把握に努め、親族による受け入れや児童養護施設等への受け入れなど、県と連携をとり必要に応じて対応します。

2 避難所の運営における支援

災害時には、自宅に被害を受けた人があらかじめ指定された避難所に避難して、しばらくの間、共同で生活することになります。避難所での生活は生活環境の急激な変化となるため、避難所運営においても、災害時要援護者に対する相談窓口を設置し、ニーズの的確な把握を行うなど適切な配慮が必要となります。

(1) 避難所の運営体制

避難所を開設するにあたり、バリアフリー化されていない避難所については、できる限り出入口の段差等を板などで解消したり、車いすが通れる通路等の幅員を十分に確保する必要があります。

また、部屋割りにあたっては、和室や空調設備のある部屋を災害時要援護者に優先的に割り当てたり、畳、カーペット、間仕切り等の設置、居室とトイレを接近させるなどの配慮や、補装具の装着・交換、おむつの交換、授乳などができる場所の確保も必要となります。

さらに、環境の変化により精神的に不安定になる災害時要援護者の場合、避難所の住民とコミュニケーションが十分とれずに周囲とのトラブルの原因ともなるので、個室を確保するなどの配慮を要することもあります。

(2) 情報提供

災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱くことになるため、ラジオやテレビを設置するなど報道機関の情報が得られるようにします。なお、その際には、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備します。

また、避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報提供は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による情報提供を実施し、災害時要援護者にも情報が確実に提供できるように配慮します。

なお、掲示物等については、可能な限り、図やイラストを用いて、わかりやすい表示に努める必要があります。

(3) 避難者のニーズへの対応

食料品については、できる限り柔らかいものを提供したり、乳児には粉ミルクを用意するなど、個々の災害時要援護者のニーズに応じた供給ができるように努めます。

また、車いすや簡易トイレ等の介護用具、おむつ等生活用品についても可能な限り確保に努めます。

災害時要援護者は避難所において様々な支援が必要となることから、避難所内での巡回相談や相談窓口の設置などにより支援ニーズを把握するとともに、医師、保健師、薬剤師等により、健康状態の把握や心のケアを実施し、必要に応じて福祉避難所への移送等を検討します。

外国人は言語や生活習慣、文化の相違から生活に大きな支障が出る恐れがあるため、必要に応じて通訳ボランティア等の協力を得て、多言語による外国人専用の相談窓口を開設し、生活相談の実施やニーズ等の把握を行い、生活習慣、文化の違いに配慮した支援に努めます。

(4) 福祉避難所の設置運営

各避難所において災害時要援護者の健康状態等を考慮し、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送します。この際、必要に応じて、家族同伴等の対応を行います。

福祉避難所には、相談等にあたる介助員等を配置して、日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況等を把握し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮します。

(介助員の配置は災害救助法に基づく経費負担ができますが、その他のサービス提供に要する費用は他法に基づく費用負担となります。)

(5) 社会福祉施設等への緊急入所

常時の介護や治療が必要となり、避難所や自宅で生活できない災害時要援護者については、定員を超えて特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとることも必要となります。

3 社会福祉施設等の対応

災害により社会福祉施設等が被災した場合には、施設等において入所者や通所者の安否確認を行うとともに、安全な施設等への移動などについて考慮する必要があります。

また、被害を受けなかった社会福祉施設等は、対応可能な範囲で災害時要援護者を一時的に受け入れるなどの支援が期待されています。

(1) 被災した社会福祉施設等の対応

社会福祉施設等が被災した場合には、各施設において利用者の安否確認を行い、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従って、安全確保のために迅速な避難誘導など適切な対応を行うとともに、必要に応じて入所者の状況を家族や関係機関に連絡します。

また、施設の被災状況を把握して、二次災害の発生防止対策を講じるとともに、被災状況によっては、入所者・保護者の意向を確認の上、入所者の緊急入所先等の確保や家庭への引き取りなどの必要な支援を行います。

市町村においては、社会福祉施設等の被災状況の情報収集を迅速に進めるとともに、被災施設等と連絡調整を行い、あらかじめ施設等で備蓄している物資では不足する場合の必要物資の調達などの支援を行います。

(2) 被災しなかった社会福祉施設等の対応

被災しなかった社会福祉施設等においては、在宅の災害時要援護者者の緊急入所の必要が出てくることが予想されるため、十分な食料、飲料水、介護用品、医薬品等を確保し、迅速に提供することが望まれます。

また、被災した社会福祉施設等の職員の被害状況によっては、応援職員の派遣などの協力も必要となります。

近年、災害による被害の軽減を図るため、行政、民間における業務継続に向けた取組

が注目されており、市町村は、これらの施設と緊密な連携を図り、災害時にも福祉サービスの提供が継続できるよう必要な体制を確立する必要があります。

4 ボランティアとの連携

災害発生時には、市町村が実施する災害時要援護者支援だけで十分に対応することは困難であり、ボランティアに期待するところは大きいと考えられます。

各地から集まるボランティアの活動が有効に行われるためには、ボランティアの受け入れ体制を整えることが必要であるため、市町村は地元の社会福祉協議会等と連携をとり、災害ボランティアセンターを開設するなど、体制を整備します。

また、ボランティアのマンパワーを有効活用するためには、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難所や地域を巡回したり、現場で接しているボランティアから情報を得たりして、災害時要援護者のニーズを把握するとともに、ボランティア活動のコーディネートを行うことが必要となります。

また、災害時要援護者の支援ニーズは時間経過とともに変化することから、ニーズ把握を継続して行うことも必要です。

5 福祉サービス提供者との連携

被災市町村の福祉関係部局及び防災関係部局は、福祉サービス提供者との連絡を密にし、災害時要援護者の安否や居住環境等を確認し、必要に応じて福祉施設の緊急入所等の対応をするとともに、定員を超過して災害時要援護者を受け入れざるを得ない場合においては、広域的な応援や受け入れも活用しながら福祉サービスが継続できるよう、市町村と福祉サービス提供者は連携を図ることが必要です。

6 その他災害時要援護者に対する支援

被災した災害時要援護者の中には、避難所のスペースの問題や他人との共同生活に抵抗があるなどの理由から、自宅の近隣の別の場所や自家用車内などで不慣れた生活をしていることも考えられます。自家用車など狭い場所で一定の姿勢のまま長時間動かなければ、エコミークラス症候群となる危険性があります。

このため、市町村において、地域のネットワークと連携し、災害時要援護者の現状を把握した上で、必要としている正確な情報を提供するとともに、巡回医療相談やメンタルヘルス相談など実施していく必要があります。

なお、大規模災害時においては、広域的な応援が必要と判断される場合、市町村は、保健師、看護師、薬剤師等の応援を県や国に対し要請し、派遣されたこれらの者を積極的に活用し、災害時要援護者に対する医療の確保、健康状態の把握に努めます。

資料① 台帳様式（例）

災害時要援護者支援台帳

情報共有についての同意

〇〇市町村長 殿

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、災害時の援護活動に役立てるため、下記個人情報を市町村が自主防災組織、民生委員・児童委員、消防署、警察署等関係機関に提供することに同意します。

年 月 日

氏 名（本人の署名）

一人暮らし高齢者・寝たきり高齢者 身体障害者・知的障害者・精神障害者 その他（ ）	（自治会名）		（民生・児童委員名）	
ふりがな 氏 名		男 女	（生年月日） 年 月 日生	
住 所			（世帯の状況） 人世帯	
自宅電話・ 携帯電話・ FAX	（ ） （ ） （ ）	血液型	A・B・O・AB	
	インターネットも含めた情報伝達手段を記入			
緊急時の 連 絡 先	（氏名） （住所） （電話・FAX）			
避難時の 留意事項	障害内容・援護の内容など簡単に記入してください （例：足に障害があり自力歩行できません。避難所まで連れて行ってください。）			
	住居の構造、身体の状態、認知症の有無、必要な支援内容等			
避難支援者	氏 名		住所	
	氏 名		住所	

資料② 防災カード（例）

<表面>

<u>防 災 カ ー ド</u>			
ふりがな 氏 名		男 女	(生年月日) 年 月 日生
住 所			
電話・FAX		血液型	A・B・O・AB
医療保険	1. 健保 2. 国保 3. 共済 4. その他 ()		
障害者手帳	1. 身障手帳 (種 級) 2. 療育手帳 (区分) 3. 精神障害者保健福祉手帳 (級) 4. 手帳なし		
自治会名			
民生委員・児童委員名			
緊急時の 連絡先 ①	氏名 (ふりがな)		関 係
	住 所		
	電話・FAX		
②	氏名 (ふりがな)		関 係
	住 所		
	電話・FAX		
メッセージ			

<裏面>

所属団体 (障害者団体・ボランティア 団体など)や日頃の 通所場所など	名 称	
	所 在 地	
	電話・FAX	
かかりつけの医 療機関など	名 称	
	所 在 地	
	電話・FAX	
	担 当 医	
治療中の疾患や 治療内容など		
使用薬・用量・ 服薬上の注意		
補装具・医療的 ケアに必要な器 具	器 具 名	
	メ ー カ ー 名	
	取扱店連絡先	
	備 考	
必要とする 援助		

資料③ 防災拠点型地域交流スペースの整備**1 趣旨**

災害時における高齢者・障害者等の要援護者は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、これら要援護者に対する処遇に関して専門的機能を有する社会福祉施設において、被災要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えた防災型地域交流スペースを整備し、災害時における要援護者の処遇の確保に資するものである。

2 対象事業

地域に密着した独自の事業を実施する専用スペース（地域交流スペース）の整備に併せて、災害時において避難生活が必要となった高齢者・障害者等の要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備する事業。

3 対象施設

社会福祉施設整備費の対象施設のうち、創設、増（改）築等に併せて上記事業を行う入所施設

4 その他

- （１）要援護者の緊急受け入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
- （２）要援護者の受け入れにあたっては、必要な介護、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- （３）災害時において、要援護者３０人程度が一時的に避難生活が可能スペース及び設備の確保が図られること。
- （４）平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものであるが、災害時には速やかに要援護者の受け入れ体制が確立できる活用方法とすること。

5 補助基準単価

創設時の国庫補助額に次の額を加算する。（Ｈ１７）

施設整備費	２７，０００千円（定額）
設備整備費	２，８７０千円（定額）

資料④ 福祉避難所について

○災害救助法による救助の実施について（抜粋）

昭和40年5月11日 社施第99号

各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知

（最終改正 平成13年7月25日 社援発第1286号）

第5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、令第9条第1項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「告示」という。）に従い都道府県知事が定めているところであるが、その実施にあたっては、次の点に留意されたいこと。

1 救助の実施時期

法による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、雪又は長雨等で被害が漸増し、一定日時を経た後初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてとりあつてさしつかえないこと。

2 救助の種類別留意事項

(1) 収容施設の供与

ア 避難所

(ア) 避難所設置のために支出できる費用の限度は、市町村ごとにそれぞれ告示に示された1人1日当たりの限度額の範囲内であること。

(イ) 避難所を閉鎖した場合における残存資材等は、換価処分をし、当該収入金額を避難所設置の費用から控除すること。

(ウ) 避難所設置のために支出できる費用には、テレビ・ラジオ・公衆電話、公衆ファクシミリ、懐中電灯、仮設便所、仮設風呂、仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機を含む。）、簡易調理室、冷暖房機器、仮設スロープ、更衣及びプライバシー確保に必要な間仕切り設備等の機械、器具、備品、仮設設備等の整備に要する費用を含むものであること。

(エ) 維持及び管理に要する費用のうち、管理責任者の設置費用について、管理責任者が原則として都道府県又は市町村職員であることから、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当（以下「時間外勤務手当」という。）等は救助の事務を行うのに必要な費用（以下「事務費」という。）に含まれることとなるが、その他の管理又は運営に要する経費は、精算等の事務に係るものを除き、避難所設置のための費用に含まれるものであること。

(オ) 「福祉避難所」の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。

また、「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用とすること。

参考① 大規模災害における応急救助の指針について

○大規模災害における応急救助の指針について

平成 9 年 6 月 3 0 日 社援保第 1 2 2 号

各都道府県災害救助法主官部（局）長あて厚生省社会・援護局保護課長通知

（最終改正 平成 1 4 年 3 月 2 0 日 社援保発第 0320001 号）

今般、別添のとおり大規模災害における応急救助の指針を定めたので、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）に基づく今後の応急救助については本指針に基づき実施するとともに、管下市町村、関係機関等への周知方取り図られたい。

第 3 応急救助に当たり特別な配慮を要する者への支援

1 要員の確保

市町村福祉部局においては、膨大な災害関連業務が発生することが予想されることから、市町村に対し、救助と併せて、高齢者、障害者等の救助に当たり特別な配慮を要する者（以下、「要援護者」という。）への支援対策を円滑に実施できる要員体制を確保しておくよう指導すること。

2 安否確認

要援護者に対する安否確認を可及的速やかに行うことができるよう、市町村に対し次のことを指導すること。

- （1）保健医療サービスや福祉サービスを受けている要援護者のリストを整備するなど平常時から要援護者の所在について把握しておくこと。
- （2）民生委員・児童委員、福祉関係団体、ボランティア団体等と協力し、速やかに要援護者を安否確認できる体制をあらかじめ整備しておくこと。
- （3）安否確認を行う上で、要援護者のプライバシーにかかわる情報を開示する場合も想定されることから、あらかじめ災害時の情報開示について本人等から同意を得ておくなど、要援護者に関する情報開示の方法を検討しておくこと。

3 避難所における支援対策

- （1）避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設すること。

（2）相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要援護者のための相談窓口を設置すること。

（3）福祉避難所の指定

ア 要援護者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。以下（3）、（4）及び（5）において同じ。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。

イ 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター等の施設とすること。

また、平成 1 2 年度より入所施設附設の防災拠点型地域交流スペース整備事業が実

施されたところであり、本事業を活用して入所施設を福祉避難所として積極的に整備すること。

ウ 福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

(4) 福祉避難所の量的確保

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、厚生労働省と協議の上、社会福祉施設等や公的宿泊施設等に福祉避難所を設置すること。

(5) 福祉避難所への避難誘導

ア 災害が発生し必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、被災した要援護者を避難させること。なお、要援護者の家族についても、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えないこと。

イ 避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、都道府県又は市町村職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

(6) 福祉避難所の管理・運営

ア 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。

イ 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。

ウ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。

エ 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。

4 福祉仮設住宅の設置

要援護者を対象として、必要に応じ、被災前の居住地に比較的近い地域において、保健福祉施策による生活支援を受けながら生活することができる要援護者向けの福祉仮設住宅を設置すること。

5 その他

在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む。)を得られないため、直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障を来す者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮すること。

参考② 岡山県地域防災計画（震災対策編）

第6項 災害時要援護者の安全確保計画

1 現状と課題

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化により、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の災害発生時において、その特性のために他者より不利な状況に置かれるいわゆる災害時要援護者の増加がみられる。特に、社会福祉施設の入所者には、災害時要援護者が多い。在宅生活では、一人暮らしや高齢夫婦世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えている。地域社会の相互扶助機能の減退もある。

このような災害時要援護者は、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい面がある。

さらに、災害時要援護者の自立した生活には介護機器、補装具、特定の医療用品などが必要であるが、災害時にはその確保が困難となる。

そのため、災害時要援護者の状況、障害等の特性に応じた防災対策が適切に講じられる必要がある。

2 基本方針

災害時要援護者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、災害時要援護者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

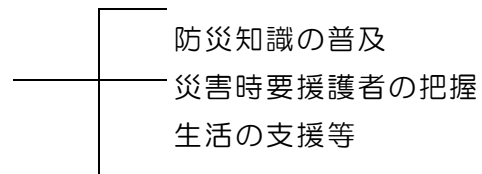
また、医療・福祉対策との連携の下での災害時要援護者の速やかな支援のための協力体制の確立等を図り、防災施設等を整備するとともに、多数の災害時要援護者向けの避難先を確保する。

社会福祉施設においては、災害時要援護者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、災害時要援護者に対する体制を整備するとともに、災害時要援護者を助け合える地域社会づくりを進める。

3 対策

◎災害時要援護者の安全確保計画



(1) 防災知識の普及

[県]

県は、市町村と協力して、災害時要援護者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設において、適切な防災教育が行われるよう必要な助言を行うものとする。

[市町村]

市町村は、災害時要援護者の実情を基に、災害時の安全を担保できるような在宅生

活等について、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時要援護者をはじめ家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。その際、こどもや外国人に分かりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、災害時要援護者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が災害時要援護者とともに助け合って避難できることに配慮する。

[社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等]

社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、予め、次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

- ア 施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制
- イ 地域住民とともに行う防災訓練

[住民]

災害時要援護者は、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法についても明確にしておくとともに、必要な物品は予め非常持ち出し袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。

(2) 災害時要援護者の把握

[市町村]

市町村は、災害時要援護者の次のような詳細情報を日頃から把握しておく。

- ア 居住地、自宅の電話番号
- イ 家族構成
- ウ 保健福祉サービスの提供状況
- エ 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法。なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。

なお、援護を要する高齢者の情報把握については、在宅介護支援センターの活用等により行う。

また、災害時要援護者の個人情報については、プライバシーを尊重し、その扱いには十分注意するものとする。

[住民]

災害時要援護者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、災害時要援護者の近隣の住民は、日頃から可能な限り災害時要援護者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

(3) 生活の支援等

[県]

県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、市町村等による災害時要援護者に関する生活対策の確立を支援する。

[市町村]

市町村は、災害時において、災害時要援護者に対する避難所における情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含むマニュアルを作成する。

- ア 災害時要援護者の安否確認及び必要な支援の内容の把握に関する事項
- イ ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
- ウ 障害の状況等に応じた情報提供に関する事項
- エ 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する該当食料の確保・提供に関する事項
- オ 避難所・居宅への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
- カ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- キ 避難所又は居宅の災害時要援護者のうち、老人福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への第2次避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

[住民]

住民は、自治会、町内会、民生委員等の活動を通じて、災害時要援護者を支援できる地域社会の情勢に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等災害時要援護者の生活についての知識の習得に努める。

参考③ 岡山県地域防災計画（風水害編）

第6章 災害時要援護者の安全確保計画

1 方針

乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等のいわゆる災害時要援護者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、災害時要援護者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での災害時要援護者の速やかな支援のための協力体制の確立等を図り、防災施設等を整備するとともに、多数の災害時要援護者向けの避難先を確保する。

社会福祉施設においては、災害時要援護者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、災害時要援護者に対する体制を整備するとともに、災害時要援護者を助け合える地域社会づくりを進める。

2 実施責任者

県

市町村

社会福祉施設等関係機関

3 実施内容

(1) 防災知識の普及

ア 県は、市町村と協力して、災害時要援護者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設において、適切な防災教育が行われるよう必要な助言を行うものとする。

イ 市町村は、災害時要援護者の実情を基に、災害時の安全を担保できるような在宅生活等について、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時要援護者をはじめ家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災意識の普及に当たっては、外国人にも配慮することとする。

防災訓練に当たっては、地域住民が災害時要援護者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ 社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実に努める。

社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、予め、次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

(ア) 施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制

(イ) 地域住民とともに行う防災訓練

エ 災害時要援護者は、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を

自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法についても明確にしておくものとする。

(2) 災害時要援護者の把握

ア 市町村は、災害時要援護者の次のような詳細情報を日頃から把握しておく。

(ア) 居住地、自宅の電話番号

(イ) 家族構成

(ウ) 保健福祉サービスの提供状況

(エ) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法。なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。

なお、援護を要する高齢者の情報把握については、在宅介護支援センターの活用等により行う。

また、災害時要援護者の個人情報については、プライバシーを尊重し、その扱いには十分注意するものとする。

イ 災害時要援護者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、災害時要援護者の近隣の住民は、日頃から可能な限り災害時要援護者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

(3) 生活の支援等

ア 県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、市町村等による災害時要援護者に関する生活対策の確立を支援する。

イ 市町村は、災害時において、災害時要援護者に対する避難所における情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含むマニュアルを作成する。

(ア) 災害時要援護者の安否確認及び必要な支援の内容の把握に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

(ウ) 障害の状況等に応じた情報提供に関する事項

(エ) 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する該当食料の確保・提供に関する事項

(オ) 避難所・居宅への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

(カ) 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

(キ) 避難所又は居宅の災害時要援護者のうち、老人福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への第2次避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

ウ 住民は、自治会、町内会、民生委員等の活動を通じて、災害時要援護者を支援できる地域社会の情勢に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等災害時要援護者の生活についての知識の習得に努める。

(4) 連絡体制等の整備

社会福祉施設においては、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の 避難支援に関する検討報告について

国での動き（内閣府のHPより）

「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」

平成16年7月の梅雨前線豪雨等における対応について、高齢者等の避難体制の整備などの課題が明らかとなったことから、関係省庁局長会議において取りまとめた検討すべき課題及びその対策の中で、「避難勧告・避難指示、避難行動マニュアルの整備」及び「高齢者等災害時要援護者の避難支援ガイドラインの策定」についての検討を進めるため、有識者等からなる検討会が設置され平成17年3月に最終報告がなされた。

- 第1回 平成16年10月 7日
- 第2回 平成16年11月24日
- 第3回 平成16年12月13日
- 第4回 平成16年12月27日
- 第5回 平成17年 1月31日
- 第6回 平成17年 3月14日
- 第7回 平成17年 3月28日 最終報告※

※ 県市町村防災対策研究協議会では、上記最終報告に基づき検討を実施

「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」

災害時要援護者の種別ごとに自治体、関係企業等の間での情報伝達・共有、医療・福祉サービスの提供方策や避難所において要援護者ごとに配慮すべき対策や関係企業等の間での連携方策・避難所生活において特別な配慮を要する者のための福祉避難所の設置、活用促進や自治体、関係企業等が取り組むべき事項や災害時の対応要領について検討を進めるため、有識者等からなる検討会が設置され平成18年3月に検討結果が報告されている。

- 第1回 平成17年 9月30日
- 第2回 平成17年11月24日
- 第3回 平成17年12月26日
- 第4回 平成18年 2月10日
- 第5回 平成18年 3月10日

県・市町村防災対策研究協議会「避難勧告等モデル基準検討部会」

岡山県内の市町村における避難マニュアル及び支援プランの策定を支援するため、県、市町村と関係機関により検討部会を設置し策定に係る課題について検討することを目的とする。検討にあたり、河川高潮津波班、土砂災害班、要援護者プラン班の3つの班に分けてそれぞれ検討する。

モデル基準検討部会の開催経緯

平成17年 8月 9日	検討部会設立を協議会で承諾
平成17年10月 6日	第1回 合同検討部会
平成17年11月 1日	第1回 河川・高潮・津波班検討会
平成17年11月 1日	第1回 土砂災害班検討会
平成17年11月 9日	第1回 要援護者プラン班検討会
平成17年12月12日	第2回 合同検討部会
平成17年12月12日	第2回 河川・高潮・津波班検討会
平成17年12月12日	第2回 土砂災害班検討会
平成17年12月12日	第2回 要援護者プラン班検討会
平成18年 2月 3日	第3回 河川・高潮・津波班検討会
平成18年 2月 3日	第3回 土砂災害班検討会
平成18年 2月 3日	第3回 要援護者プラン班検討会
平成18年 5月30日	第4回 要援護者プラン班検討会
平成18年 6月 9日	第4回 土砂災害班検討会

検討部会班員名簿 ◎は各班幹事

河川・高潮・津波班	土砂災害班	要援護者プラン班
気象庁岡山地方气象台 岡山県総務部危機管理課 ◎ 農林水産部耕地課 水産課 土木部河川課 港湾課 岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 瀬戸内市 備前市 建部町 瀬戸町	気象庁岡山地方气象台 岡山県総務部危機管理課 農林水産部治山課 耕地課 土木部 砂防課 ◎ 津山市 井原市 新見市 矢掛町 鏡野町 久米南町	岡山県 総務部危機管理課 保健福祉部保健福祉課 ◎ 長寿社会対策課 障害福祉課 子育て支援課 岡山市 倉敷市 早島町

県・市町村防災対策研究協議会事務局

〒700-8570岡山市内山下2-4-6

岡山県総務部危機管理課

平成18年8月発行